

第5回審議会意見対応資料

1. 芦屋市総合計画審議会 意見一覧（第5回）・・・・・・・・・・（1）

2. 原案【修正】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（4）

施策目標3-1	（4）
施策目標3-2	（7）
施策目標5-1	（9）
施策目標5-2	（12）
施策目標7-1	（14）
施策目標7-2	（17）
施策目標8-1	（20）
施策目標8-2	（22）
施策目標9-1	（24）
施策目標9-2	（27）
施策目標14-2	（29）
施策目標15-1	（32）

3. 参考資料3 指標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・（35）

施策目標3-1	（35）
施策目標3-2	（37）
施策目標5-1	（38）
施策目標5-2	（40）
施策目標7-1	（41）
施策目標7-2	（44）
施策目標8-1	（46）
施策目標8-2	（47）
施策目標9-1	（48）
施策目標9-2	（51）
施策目標14-2	（52）
施策目標15-1	（54）

芦屋市総合計画審議会 意見一覧（第5回）

発言者	原案に対する意見区分				質問	施策目標		意見		①意見に対する対応等	②後期(原案)の修正の有無
	取組成果と後期課題	重点施策	重点取組	指標		該当箇所	意見内容				
野村委員				○	○	1-1	P13	1-1-2	「市民アンケートによる『定住意向』で、『今の場所に住み続けたい』『市内の他の場所で住み続けたい』と回答した割合」は、「15-1-1」にもある。以前にも、同じ指標を使うのはおかしいと意見を述べたが、おかしくないかと判断したということか。	様々な要素があつてこそ「住み続けたい」につながる大きな指標で、この指標はこれによいと思っています。同じ指標でも、取組が違えば異なる側面からアプローチすることになるため、指標一覧では、それぞれの視点に合わせた表現にしています。	
西村委員				○	○	3-1	P29	3-1-3	指標中の「本人通知制度事前登録」について、「事前」という言葉は必要なのか。実際には第三者から請求された後に通知されるものではないか。制度を知らない人にとってはわかりづらい。	実施している自治体は、「事前登録」の表現としていますが、分かりやすさから「登録」という表現にしました。	○
徳田委員				○	○	5-1	P45	5-1-1	「公立の全幼稚園の子育て世代の親子に対する施設開放実施日の総数」は、めざす値が原案の「400」から「320」に下方修正されており、現状値も原案の「235」から「234」になっているのはなぜか。	施設開放の状況は、各園でばらつきがあり、多いところに合わせると「400」です。今回は週1回必ず実施することとして40週をノルマとして、8園で「320」をめざす値に設定しました。	
林会長				○	○	5-1	P45	5-1-1	意見がないのに下方修正するのはいかがなものか。表記上、その部分は別の編みかけをするなど、分かるようにしてほしい。これでは、後になって、違う原案が提示されているようなものである。	指標全体を見直す中で、ご意見がないところでも、修正したところがあります。現状値は、当初確認した数値から変更、もしくは漏れていたなどで数値が変わっているものがあります。めざす値は、精査して再度点検した結果、下方修正したものが一部あります。	
野村委員				○		5-1	P45	5-1-1	「公立の全幼稚園の子育て世代の親子に対する施設開放実施日の総数(回/年)」という指標について、「子育て世代の親子」では捉え方が大きくなる。「未就園児と保護者」などに変えたほうがいいのではないか。また、総数ではわかりづらいので、1園単位にしたほうがわかりやすいのではないか。	指標の表現は「未就園児と保護者」に変更します。指標の目指す値については、1園単位にすると、逆に幼稚園全体でどれだけの回数を実施しているのかがわかりにくくなることや、園によって実施可能などころでは、回数を増やすこともありますので、当初のとおりの総数で示すこととします。	○
徳田委員				○		5-1	P45	5-1-3	「母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数」について、目指す値を現状維持で実績を計上するのであれば、指標にする意味がないのではないか。	特に就労支援を必要とする方のためのプログラムであり、ひとり親家庭の数が横ばいの現状では、数値を上げることを目標にするより、本人に合った丁寧な支援により満足いく就労を促すことを目標とします。	○
林会長				○	○	5-1	P45	5-1-3	「母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数」のめざす値が下方修正になったのはなぜか。実績を見込んだ数値は、行政的にめざすものという点では違う。結果として実績を示すものと、意図的にこうしたいというものを、もう少し精査してほしい。	原案のめざす値の「20」は平成22年の数値です。その後、平成23年から13、14、15と推移しています。今回は、もっとも高いところではなく、近年の平均である13程度で推移すると考え、見直しました。	○
野村委員				○		5-1	P45	5-1-3	家庭児童相談の件数について、増加することを目標とするのは、悩んでいる人を増やせばいいとも捉えられる。表現の仕方を工夫したほうがいいのではないか。	表現方法を変更しました。家庭児童相談室のさらなる周知を図ることにより、結果として相談件数が増加すると考えます。	○
野村委員			○	○		5-2	P47,48	5-2-1	「放課後児童健全育成事業の待機児童数」は、現状、低学年のみの受け入れで待機児童数0人であるから、徐々に高学年を受け入れていこうということなので、そもそも指標に入れなくてもいいのではないか。また、「検討します」という表現は、4年生までに対象を拡充する現在の状況と相違があるのではないか。	待機児童数につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」で、平成31年度までにニーズをすべて満たすという計画を立てています。年齢を拡大しつつも、待機児童をなくすため、めざす値は0にしています。	○
徳田委員			○	○		5-2	P47,48	5-2-1	放課後児童健全育成事業の待機児童数」のめざす値は、P.47の「重点取組」の③で「検討します」とあるため、「0」はおかしい。「提供体制の整備を行います」、「提供体制の整備を推進します」などにしなければ、文章と指標が合わない。		
野村委員			○	○		5-2	P48	5-2-2	イクメン講座の目指す値について、男女共同参画センターのスペースがないので、51から60の数値が適正ということだが、スペースで考えるのではなく、市としての目標参加者数を載せるべきではないか。	1回20人参加を4回実施することを目標とし、そのために、男性参加が増える内容に事業の実施内容を見直し、また、場所についても、同施設内の2階のあしや市民活動センター貸室を利用するなど男性参加者の増加を図ります。	○

発言者	原案に対する意見区分					質問	施策目標		意見		①意見に対する対応等	②後期(原案)の修正の有無
	取組成果と後期課題	重点施策	重点取組	指標	該当箇所		意見内容					
徳田委員				○	○	6-2	P56	6-2-3	「ジェネリック医薬品の利用率」が6割だが、厳しいのか。この段階で安全性を言うのは、一から見直して根底から崩すようなものである。薬の安全性を損なう事例はあるのか。	様々な方面から安全性(効能)への懸念の声があります。国は経済財政諮問会議で平成32年度末までに80%以上を目指す方針を示していますが、保険者としては、安全面(効能)における様々なご意見を考慮すると、現状の表記となります。事故事例は分かりませんが、日本医師会でも議論がなされています。保険者としては、加入者には両方の側面をお伝えするという立場を取っています。		
徳田委員				○	○	7-1		7-1-3	「生活困窮者自立支援相談の利用者数」、「生活困窮者自立支援プラン作成者の割合」は、原案では現状値が記載されているのに、今回記載がないのはなぜか。多少基準が異なっても、現状は示してもよい。現状と目標を示すものが指標だと思う。	生活困窮にかかる相談対応は、保健福祉センターの総合相談窓口ならびに権利擁護支援センター等で実施していましたが、新制度施行により、様々な窓口から必要に応じて、生活困窮者自立相談支援機関につなぎ、自立支援プランを作成する仕組みが整備されたため、現状値は実数を記載せず、「(※)」の注釈で表現する形とし、実情に合わせてめざす値を設定し、指標として用います。	○	
今川副会長				○		7-1		7-1-3	芦屋市が、法と関係なく頑張ってきた事業なので、アスタリスクをつけたり、かっこ書きするなど説明を加えて、平成26年度の数値を入れるべきである。			
内山委員					○	7-1		7-1-3	生活困窮者自立支援法は平成27年4月1日からで、それに向けてすべて動くため、この表はこれでよい。現状値を記載するなら、欄外に表記することも1つの方法である。			
内山委員		○	○	○		7-2	P62	7-2-2	「元気な高齢者」は不要である。どうしても残すなら、それなりの説明が必要である。「元気な高齢者が仕組みづくりを行います」と読み取れ、「若い人は入ってくるな」という排除にもつながる。指標の「地域見守りネット事業の加入事業数」はセブイレブンや生協などの事業者のことで、「元気な高齢者」とは合わない。あえて、「元気な高齢者」に限定する必要はない。			
野村委員・徳田委員		○	○			7-2	P62	7-2-2	「元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行います。」という表現について、「元気な高齢者」という表現は変更したほうがよい。7-2-1と合わせたほうがよいのではないか。重点取組を見ても、「元気な高齢者」という文言がどうしても必要かわからない。	本市は高齢者人口の割合が高く、今後高齢者の社会的役割はますます重要になることから、7-2-2は重要な施策の1つとなります。表現については、語弊なく分かりやすい表現となるように「高齢者が担い手となる」という表現に修正しました。また、「地域見守りネット事業」については、7-2-1①の重点取組及び指標での記載に変更しました。	○	
西村委員		○	○			7-2	P62	7-2-2	芦屋市では、「定年したから仕事がない」ではなく、「定年したから地域デビューしよう」を掲げてほしい。知識や体力が充実しているため、定年で休んではもったいない。頑張るほうが健康寿命が延びる。こういう言葉があれば、気力も体力も充実している高齢者が、「地域デビューしてみようか」というきっかけになる。			
寺見委員				○	○	7-2	P62	7-2-2	「認知症サポーター養成講座受講者数」は、講座受講者が高齢者という理解でよいか。高齢者の再教育をするという意味か。	認知症サポーター養成講座受講者に高齢者が増えています。退職して地域に帰ってきたときに、認知症サポーターとして活躍してほしいという意味を込めて、この指標をあげています。		
上月委員	○					8-1	P68	8-1	8行目からの「学校では、小学生3、4年生が…」の文は長いので修正したほうがよい。10行目から「学習を行うとともに…学習を行うなど…横断的に行っています」と「行う」が3回出てくるため、整理したほうがよい。	8-1の8行目からの表現を変更しました。	○	
野村委員・林会長			○			8-1	P69	8-1-2 ②	知識や態度の学校においても必要な知識や態度という表現について、「態度」ではなく「行動」では。また、文中に「学校」の文言が2か所出てくるので、地域と学校とで分けるなど表現を検討してはどうか。	「態度」は「適切な判断力」に修正し、前後の文章が繋がるよう、文言を修正しました。	○	
林会長			○	○		8-2	P70,71	8-2-1	「公益灯」という言葉はあまり使わない。もう少し一般的な言葉に変えるべきではないか。			
内山委員			○	○		8-2	P70,71	8-2-1	市の管轄ということで「公益灯」と理解している。「街灯」とすると、公益灯以外にも様々なものが含まれるが、市が管理していない部分までLED化率を上げることはできない。	「市が管理する街灯」に変更しました。	○	
内山委員			○			9-1	P76	9-1-3 ④	「応急的に使える排水設備」という表現では何かかわからない。わかりやすく変えたほうがよいのではないか。	「マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できるような対策」という表現に変更しました。	○	
徳田委員				○	○	9-2	P77	9-2-1	「住宅の耐震化率」は、原案では、一戸建てとマンションを分けて示していたが、今回、一戸建てもマンションも1戸として、%を出して合わせたものか。	その通りです。「戸数でなく率で示したほうが分かりやすい」というご指摘があったため、そのように変更しました。		
野村委員				○	○	9-2	P78	9-2-2	「50㎡未満のものを除く」というかっこ書きが削除されているのは、すべてで考えるということか。	かっこ書きを追加(復活)し、「50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。」に修正します。なお、分母は変更し、統計を取り直して数値を算出しています。	○	

発言者	原案に対する意見区分				質問	施策目標	意見		①意見に対する対応等	②後期(原案)の修正の有無	
	取組成果と後期課題	重点施策	重点取組	指標			該当箇所	意見内容			
野村委員			○	○		14-2	P117	14-2-1	指標中の「苦情」という言葉について、「ご意見」という言い方を変えた方がいいのではないか。市民が話づらくなるのではないかな。	重点取組③の取組で改善したい状況が、今回、整理して修正した重点施策14-2-2①と重複するため、重点取組③と指標を削除します。	○
徳田委員			○	○		14-2	P117	14-2-1	クレームは、単に「対応力」のような、もう少し柔らかい表現にしたほうがよい。		
林会長			○	○		14-2	P117	14-2-1	「問題解決能力」、「課題対応力」など、もう少し言い方がある。		
徳田委員			○	○		14-2	P117	14-2-2 ①	危機管理という表現の中にクレーム対応が内包されているのであれば、苦情が危機というようにも捉えられる。表現の検討が必要ではないか。	意見を受け、重点取組の表現を変更しました。	○
徳田委員			○			14-2	P117	14-2-2 ②	「組織の目指す方向を共有する」のは公務員として当たり前ではないか。違う表現に変えたほうがいいのでは。また、「組織」とは何をさしているのか。行政のことを言っているのかわからなかった。	重点取組②の文言を修正します。	○
今川副会長			○		○	15-1	P120	15-1	全体的な指標について、芦屋市版地方総合戦略との齟齬はでないか。	総合戦略における重要行政指標(KPI)については、後期基本計画の指標から引用することとしているため、齟齬は生じません。なお、計画の終了年度が後期基本計画と1年異なるため、その点については、調整します。	
野村委員			○			15-1	P120	15-1-1① 意見一覧 P19 上から2つ目	『総合戦略』による施策を実施しますについて、説明が必要と言われ、「説明します」と書かれているが、説明が見当たらない。意見一覧のP.19の上から2番目でも、「①意見に対する対応等」でもう少し明確にしたものをを出したいと思えます」となっているが、この1文だけでは分からない。	原案の文章を修正しました。また、本市の総合戦略については、10/4審議会で説明します。	○
林会長				○		15-2	P123	15-2-2	「健全化判断比率」は、ある指標を無理によくしようとすると、別の指標にしわ寄せが出て、セットでうまくいくように作られている。4つの項目の中から2つ取ればよいというのではなく、4つをセットで考えなければならぬのではないかな。市民目線ということであれば、それでよい。	実質赤字比率はずっと黒字なので、なしです。実質公債費比率は、単年度のフローを示す数値で市民には分かりにくいと思います。将来負担比率は、すべて含まれた数値なので、これのみを上げています。	
徳田委員						その他		意見一覧	委員名を記載してもらったほうがよい。	意見一覧に発言委員名を表示しました。	
野村委員						その他		意見一覧 P2	「広報モニター」が、人のモニターとして回答されているが、物理的なモニターのことを述べたものなので、趣旨が異なっている。	公共施設の一部において、電光掲示板でイベント案内や館内案内等をお知らせすることは行なっておりますが、市からのお知らせを表示することは考えていません。	
野村委員				○		全体	-	-	現状値に(H25)と記載されているが、他の指標中にH26でないもので、その表記が入っていないものもあるので、統一したほうがいいのではないかな。	統一します。	○

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・平和を尊重する意識の普及，啓発に努めます。
- ・人権を尊重する意識の普及，啓発に努めます。
- ・人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

平和を尊重する意識の普及啓発では，平成 23 年(2011 年) 7 月に「*平和首長会議」に加盟したことにより，会議の提唱する非核・平和事業に取り組んできました。

人権意識の普及啓発では，「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し，「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら，「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において，意見の反映，人権の視点に立った事業評価を実施し，事業の改善に努めました。

*上宮川文化センターでは，人権啓発・住民交流の拠点施設として，民生事業（相談指導，老人憩いの間事業等），就労促進事業などに取り組み，学校園においては，子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育む指導を計画的に進め，体験的な学習や研修の充実に努めました。また，芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会，学習会等を実施しました。

関係機関と連携した取組では，神戸地方法務局西宮支局との連携した特設人権相談所の開設や*権利擁護支援センターにおいて，高齢者・障がいのある人の権利侵害への対応を行いました。

人権関係の各事業への参加状況等はほぼ横ばいであり，アンケート調査による「人権を身近に感じる人」の割合も大きくは変化しておらず，取組に工夫が必要であり，人権課題は多様化・複雑化していることから，それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化などが必要です。

平和施策においては，戦後 70 年，市議会において決議された「*非核平和都市宣言」30 周年を迎えたことを契機に，市民が平和の大切さを再認識し，より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。

3 後期 5 年の重点施策

3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。

(重点取組)

- ①平和の大切さを再認識できるように，「*平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか，平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数 (人／年)	742	↑	1,000
「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数 (筆／年)	228	↑	300

3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。

（重点取組）

- ①お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」等の人権啓発事業に工夫を加え実施します。
- ②*上宮川文化センターでは、人権啓発・住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。
- ③市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を支援します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「人権啓発事業」参加者数（人／年）	2,718	↑	3,000
*上宮川文化センターの来館者数（人／年）	82,122	↑	87,000
芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数 (人／年)	800	↑	1,000

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。

（重点取組）

- ①住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないように、*本人通知制度の周知と適正な運用を行います。
- ②市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人等を支える「*市民後見人」の養成や、その活動を支援します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*本人通知制度（住民票の写し、戸籍等）登録者数（人）	449	↑	1,000
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合（％）	57.8	↑	75.0

4 市民主体による取組

- ◇平和を大切にする心の醸成
- ◇いじめ等身近な問題への積極的な関与
- ◇人権尊重の理念の理解

◇本人通知制度への登録

[関連する課題別計画]

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（H28～H32）

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）

芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画（H27～H32）

芦屋市第4期障害福祉計画(H27～H29)

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。
- ・セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

女性の社会参画支援では、「第2次及び第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組んでいますが、目標である女性の登用割合は40%には達しておらず、引き続き積極的な登用に取り組む必要があります。また、女性の働き方セミナー等の講座、男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行（年4回）及び広報あしや等による啓発、女性の就労支援等の情報提供、女性のための心の悩み・家事調停相談などを実施することにより女性の社会参画を支援してきました。

性別による人権侵害の防止、啓発の取組では、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づく婦人相談員による*D V（ドメスティック・バイオレンス）相談、*D V被害者の自立支援の実施、*D V被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察等との協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンなどの*D V防止啓発の実施などに取り組みました。

市民アンケートによる「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度は43.6%と、まだまだ低い状況にあり、啓発・講座等を引き続き実施し、その理念の理解を広めることが必要です。「男性は主な業務」「女性は補助的な業務」などといった固定的な性別役割分担意識の解消をさらに進めることや、*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発により、女性だけでなく男性も家事、子育てや介護などに参加できるような環境整備が進むよう取り組むことが必要です。また、これからの社会や地域では、女性の職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮される必要があります。*D V相談室の認知度も31.7%と低いため、さらに相談機関の丁寧な周知を行うとともに、定例的に*D V被害者支援ネットワーク会議等を開催するなど、関係機関との連携を深めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。

（重点取組）

- ①各種講座の開催、「ウィザス」の定期発行、ウィザスあしやフェスタの開催や市民による啓発活動のネットワークへの支援などにより、性別による固定的な役割分担の意識の解消のための啓発に取り組みます。
- ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。

③長時間労働の抑制，育児休業や介護休暇の取得促進の啓発などにより，子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み，*ワーク・ライフ・バランスを促進します。

④女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「芦屋市男女共同参画推進条例」の認知度（%）	43.6	↑	<u>57.0</u>
市附属機関等における女性委員の割合（%）	37.2	↑	40.0

3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。

（重点取組）

- ①配偶者等からの暴力による被害者への相談窓口を充実し，被害者の早期発見・安全確保を図り，幅広い関係機関の連携のもと，切れ目のない自立支援を行います。
- ②暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させながら，性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*DV相談室の認知度（%）	31.7	↑	50.0

4 市民主体による取組

◇男女共同参画の意識の高揚

◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識

◇*DV等の被害を未然に防ぐ，または，最小限にとどめるための早期相談

〔関連する課題別計画〕

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（H23～H29）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。
- ・家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。
- ・要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

子育て支援の取組では、各種訪問、相談事業等を実施し、早期に相談しやすい環境整備に努め、相談件数等は概ね向上しています。地域子育て支援拠点「むくむく」など、子育て世代が交流できる事業のほか、保健センター、保育所、幼稚園、小学校など関係機関と相談連携の実施、子育てに関する講演、講座も実施しました。妊婦健康診査では助成券方式の健診助成を導入し、受診者の負担軽減を図ったほか、5歳児発達相談を新たに実施し、安心して出産し、子どもの発達を支える取組も行い、乳幼児健診の受診率も9割以上となっています。また、子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準額未満の3歳から中学3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成するなど制度の拡充を行いました。

要保護家庭の自立や要保護児童の支援では、母子・父子世帯への給付、助成事業のほか、*民生委員・*児童委員ほか関係機関とも連携した相談、支援体制の整備を行い児童虐待などの問題も含め対応してきました。

今後も、妊娠期から子育て期の保護者が安心して子どもを生み、育てることができるよう「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援していくことが必要です。

さらに、今なお大きな社会問題となっている虐待を含む要保護児童等を早期に発見し、迅速な対応を行うため、また、ひとり親家庭や要保護家庭等支援が必要な家庭が自立し、子どもの心身の成長と発達が保障されるよう、関係機関や地域との連携による支援を充実することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて交流・相談しやすい環境を整えます。

(重点取組)

- ①子育て家庭が身近なところで交流がしやすいように、子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。
- ②乳幼児の保護者が、親子で遊びに行け、育児について親同士が話し合える場所となるように、幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
子育てセンターにおけるつどいのひろば等に 参加する親子の数（人／年）	53,313	↑	56,313
<u>公立の全幼稚園の子育て世代の親子に対する 施設開放実施日の総数（回／年）</u>	<u>234</u>	↑	<u>320</u>

5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。

（重点取組）

- ①安心して出産・子育てに臨めるように妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。
- ②子育て家庭が自信を持って子育てができるように、子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに、関係機関の連携による支援体制を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
保健センターでの母子健康相談の人数 (人／年)	2,598	↑	2,750
子育てセンターでの子育て相談の人数 (人／年)	1,776	↑	2,376

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。

（重点取組）

- ①ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。
- ②家庭児童相談における要保護家庭や要保護児童について、児童虐待防止と早期発見及び適切な対応ができるように、*要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を行い、支援の充実を図ります。
- ③困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、*民生委員・*児童委員活動を高めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数（人／年）	14	→	<u>14</u>
家庭児童相談の件数（件／年）	409	↑	586
*民生委員・*児童委員への相談件数（件／年）	483	↑	<u>700</u>

4 市民主体による取組

- ◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇乳幼児健康診査の受診

- ◇出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供
- ◇児童虐待の相談・通告

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画（H27～H31）

第3次芦屋市男女共同参画推進行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

第2次芦屋市健康増進・食育推進計画（H25～H29）

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

(施策目標推進部：こども・健康部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・必要とするときに適切な保育サービスを提供します。
- ・ワークライフバランスの理念の普及，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

保育サービスの提供では、優先課題である待機児童解消に向けて、新たに2園の私立保育所を誘致するほか、公立幼稚園において通常保育後に預かり保育を実施しました。これらにより受入れ定数は増加したものの、まだ待機児童数の解消までには至っていません。また、*ファミリー・サポート・センター事業も継続して実施するほか、保育所における延長保育，一時保育に加えて市立芦屋病院において*病児・病後児保育を実施しました。

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発の取組では、*イクメン（育児を積極的に行う男性）講座，男女共同参画フェスタ等の土日開催事業の実施や男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行及び広報あしや等による啓発を行いました。また，市内事業者に対しても啓発冊子の案内などを行いました。

今後も，保育ニーズのある世帯が必要とするときに適切で良質な保育サービスを利用できるように，保育提供施設の増設等により待機児童の解消に努めていくことが必要です。

また，*ワーク・ライフ・バランスができていると思う市民の割合が78.5%となっていますが，*ワーク・ライフ・バランスを「[芦屋市男女共同参画推進条例](#)」の基本理念の一つとして掲げていることから今後も向上を図る必要があり，引き続き，意識を高めるための啓発を行いながら，女性だけでなく男性も子育てに参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。

(重点取組)

- ①待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき，小規模保育事業や*認定こども園等の整備を計画的に進めます。
- ②*病児・病後児保育を利用しやすくするために，実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保に努めます。
- ③*放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて，提供体制を整備します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
待機児童の人数（人）	131	↓	0
*病児・病後児保育実施箇所数（か所）	1	↑	2
*放課後児童健全育成事業の待機児童数（人）	0	→	0

5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。

（重点取組）

- ① **育児休業の取得促進など**働き方を見直すきっかけをつくることのできるように、センター通信「ウィザス」等での*ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を充実します。
- ② 女性だけでなく男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座などを開催します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
仕事と生活の両立ができている市民の割合（%）	78.5	↑	84.5
男女共同参画センターの土日開催事業（*イクメン講座等）の男性の参加者数（人／年）	51	↑	80

4 市民主体による取組

◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

〔関連する課題別計画〕

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27～H31)
 第2期芦屋市教育振興基本計画（H28～H32）
 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（H25～H29）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の住民や、ボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。
- ・保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。
- ・様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

地域における保健・医療・福祉の連携体制の確立では、「第2次芦屋市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を行いました。保健福祉センターに設置された総合相談窓口は、相談内容に応じて各専門機関につなぐ役割を果たしています。また、*高齢者生活支援センター（介護保険法上では「*地域包括支援センター」とされていますが、本市においては、本名称としています。以下「*高齢者生活支援センター」と表記します。）による介護保険関係者と医療関係者の関係づくりのほか、*介護予防センターを拠点とする市内各所で介護予防教室の実施や、*地域発信型ネットワークの改編による相談・連携体制の強化を図るとともに、*地域包括ケアの一部である*地域密着型サービスの基盤整備を行いました。

情報発信では、総合相談窓口での分かりやすい福祉情報の提供や保健福祉フェアを通じた保健福祉事業の普及・啓発、広報あしや等の点訳・音訳、手話通訳者の窓口配置、行事等への派遣のほか、地域密着型等の施設においても近隣住民も参加可能な行事等を通じて積極的な情報発信を行いました。（前期基本計画では施策目標 1-1 で取り組んでいました。）

生活困窮者の自立支援では、*権利擁護支援センター事業の実施による相談支援体制の強化、成年後見制度利用支援事業の実施による生活困窮者等に対する自立生活に向けた支援、労働講座などを実施しました。生活保護については、適正給付に努めるとともに、ハローワークとも連携し、それぞれのケースに応じて自立に向けた支援を行っています。

*地域発信型ネットワークの参加者の多くが固定化されており、取組内容も各地区内での共有にとどまっているといった状況となっているなどの課題もあり、今後も、*地域包括ケアの実現に向けて、保健・医療・福祉の連携を図り、地域に住むだれもが安心して暮らし続けることができるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられた会議等に、自治会等の地域活動を行っている市民やその団体とつながりのある市民等に広く参加を求めるとともに、問題解決の方法、情報発信、情報を得られる場としての周知・啓発が必要です。

また、障がいのある人への情報伝達をはじめ、保健・医療・福祉に関する情報を必要な時に入手ができるように、様々な方法による情報発信の検討が必要です。

生活困窮など、支援が必要な人についての相談機関は、充実しつつありますが、支援が必要な人の発見と実際に適切な相談機関へのつなぎについては周知・啓発が引き続き必要であり、平成 27 年度に施行された「生活困窮者自立支援法」により、経済的困窮や地域から孤立している人を早期に発見し、相談支援に結びつくよう取り組む必要があります。

3 後期5年の重点施策

7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

(重点取組)

- ①地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、*地域発信型ネットワーク会議参加者を地域関係者以外の市民にも広く呼びかけます。
- ②保健福祉に関する相談から支援までを窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となり支援の仕組みをつくるなど機関間の連携強化を図ります。
- ③支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等を活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口の他、課題解決に向けて取り組んでいる地域等の情報を周知します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	<u>838</u>
<u>保健福祉センターの総合相談窓口の相談</u> 件数 (件/年)	<u>302</u>	↑	<u>600</u>
*高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	↑	<u>1,280</u>

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

(重点取組)

- ①保健・医療・福祉に関する情報を入手できる機会が増えるように、*地域発信型ネットワークを通じて必要な情報を手に入れられるように発信します。
- ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や*声の広報について、障がい者手帳交付時での直接的な案内などの周知・登録勧奨を充実させるほか、手話通訳者等の派遣等を行います。
- ③*高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*地域発信型ネットワーク会議参加者数 (人/年)	657	↑	<u>838</u>
視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合（%）	<u>15.5</u>	↑	<u>20.5</u>
手話通訳者等の派遣回数（回/年）	201	↑	234
*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種（ <u>保健・医療・福祉等</u> ）が参加できる研修会・会議等の参加者数（人/年）	339	↑	1,000

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。

(重点取組)

- ①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。
- ②経済的に困窮し支援を必要としている人等が、地域で安心して暮らし続けることができるように、関係部署等の窓口に案内チラシを配架する等、様々な方法により相談機関の周知を行います。
- ③経済的に困窮し支援を必要としている人等に必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*権利擁護支援センターの新規相談者数 (人/年)	127	↑	170
生活困窮者自立支援相談の利用者数 (人/年)	※-	↑	<u>500</u>
*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合 (%)	<u>二</u>	↑	<u>50.0</u>
生活向上による生活保護自立廃止件数 (世帯/年)	17	↑	20

※平成 27 年度から実施する事業のため、現状値は表記ませんが、権利擁護支援センター等の既存の相談機関において、平成 26 年度は約 300 件の「生活困窮」にかかる相談に対応しました。

4 市民主体による取組

- ◇自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、*地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇身近な施設等の利用

[関連する課題別計画]

- 第 2 次芦屋市地域福祉計画 (H24～H28)
- 芦屋市障害者 (児) 福祉計画第 6 次中期計画 (H27～H32)
- 芦屋市第 4 期障害福祉計画 (H27～H29)
- 第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (H27～H29)
- 第 2 次芦屋市市民参画協働推進計画(H27～H31)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。
- ・高齢者の生きがいを推進します。
- ・高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。
- ・総合的な介護予防を推進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

高齢者を地域とともに支援できる体制づくりでは、各*高齢者生活支援センターの体制を強化したほか、*地域包括ケアシステムを進めるうえで必要な高齢者の在宅生活を支える「地域ケア会議」の仕組みをつくりました。また、*権利擁護支援センターにおいて*市民後見人の育成を含めた「権利擁護支援者養成研修」を行うとともに、*権利擁護支援センターの周知・啓発を行いました。

高齢者の生きがいをづくりでは、高齢者の社会参加を促進するため市内運行バスの運賃助成を行うほか、老人クラブへの活動支援として、健康ウォークラリーや演芸発表会などのイベントを行い、公民館では、生涯学習の取組として*芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院を実施しました。

就労機会の拡充では、高齢者の経験や知識等を地域で生かせるように*シルバー人材センターと共同で事業の企画を実施し、*シルバー人材センターの就労者数の増加につながりました。

介護予防では、保健福祉センター内の*介護予防センターにおいて、市民が自主的に介護予防に取り組める場を提供し、水浴訓練室でも介護予防事業を実施しました。

さらなる高齢化や生産年齢人口の減少に対応していくため、*地域包括ケアシステムの構築や、高齢者自身が自主的に介護予防に取り組めるような環境づくりが必要となっています。また、元気な高齢者や技術・ノウハウを持った高齢者が増えていることから、高齢者が地域の中での役割を担うことにより、本人の介護予防と同時に地域づくりにも貢献できる仕組みをつくっていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

(重点取組)

- ①まちぐるみで高齢者を支える地域づくりのために、*地域見まもりネット事業を推進し、各圏域における*高齢者生活支援センターを強化するとともに、医療機関等との連携を図ります。
- ②高齢者の支援について考え、地域で支える仕組みづくりを実践する市民を増やすため、*地域発信型ネットワーク会議や地域ケア会議を開催します。
- ③地域活動等への参加や関心を持つ市民を増やし、また、地域活動に関わる市民を育てるため

に、活動団体のPRや地域活動の実践報告の場を提供します。

- ④*地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)を含めた福祉施設の整備を進めます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*地域見まもりネット事業の加入事業数 (件/年)	63	↑	100
*高齢者生活支援センターの新規相談者数 (人/年)	1,201	↑	1,280
地域ケア会議の開催数 (回/年)	5	↑	25
*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数 (件/年)	4	↑	10

7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。

(重点取組)

- ①認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する*認知症サポーター養成講座を実施します。
- ②地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。
- ③支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「*介護予防・日常生活支援総合事業」の検討・準備を行い、実施します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
*認知症サポーター養成講座受講者数 (人/年)	1,285	↑	1,500
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 (%)	57.8	↑	75.0

7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。

(重点取組)

- ①高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、*シルバー人材センターを支援します。
- ②高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にとじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。
- ③地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議等において、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周知・啓発します。
- ④「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、*地域発信型ネ

ネットワークに位置付けられている会議等において、機会あるごとに介護予防事業の周知・啓発や、すでに介護予防事業に参加している高齢者への積極的な意識づけを行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*シルバー人材センターの会員数（人／年）	1,004	↑	1,300
老人福祉会館の利用者数（人／年）	28,859	↑	35,000
老人クラブの会員数（人／年）	3,015	↑	3,100
介護予防事業(*介護予防センター)の参加者数 (人／年)	<u>26,492</u>	↑	<u>29,000</u>

4 市民主体による取組

- ◇地域ケア会議への積極的な参加
- ◇*地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加
- ◇認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施
- ◇自主的な介護予防事業の取り組み

[関連する課題別計画]

第7次芦屋すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（H27～H29）

第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。
- ・ 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに，相談業務の充実を図ります。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

犯罪から身を守る方法の周知・啓発では，*防犯協会と合同の街頭啓発及び地域の防災訓練時の啓発活動を実施するほか，「安全・安心ガイドブック」を発行しました。学校では，全小学校3年生を対象に，児童がいじめ，誘拐，虐待などの様々な暴力から自分を守るための「暴力防止教育プログラム」である*CAP講習会を実施しました。

消費生活の情報提供や相談では，「振り込め詐欺について」などの集会所*出前講座のほか，コープこうべとの協定による啓発チラシを配布，消費生活フェア，消費生活相談の実施に取り組みました。特に消費者相談では，相談内容の高度化，複雑化に対応するため，弁護士との連携を図りました。学校では，社会科で，小学校では生産や販売の特色や，それらの仕事に携わる人々の工夫等を，また中学校では，身近な消費生活を中心に市場経済の基本的な考え方の学習を行うとともに，家庭科でも，物資やサービスの適切な選択，購入及び活用についての学習を深める等，小中学校を通じて消費生活に係る学習を系統的，横断的に行っています。

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については約半分にまで減っていますが，さらなる減少に向けて，市民が防犯意識と犯罪予防の知識を持ち，適切な行動を実践できるように，*防犯協会等と連携しながら，犯罪から身を守る方法の周知・啓発等に取り組むことが必要です。また，インターネットサービスが幅広い世代において簡単に使えるようになり，各種トラブルが多発していることから，消費者自らが被害を未然に防ぐことができる知識等を習得できるような情報提供，各種相談や教育活動などの充実が必要です。

3 後期5年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するため，不審者情報，犯罪発生情報，危険箇所に関する情報を発信し，各種防犯活動の連携強化と啓発を図ります。
- ②犯罪被害者等の置かれた現状の理解を広めるための啓発活動や，県，関係機関，民間団体と連携して，犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行います。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 (件/年)	411	↓	200
<u>犯罪被害者等に対する支援制度への認知度向上のための研修への参加人数 (人/年)</u>	—	↑	<u>160</u>

8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務や消費者教育の充実を図ります。

(重点取組)

- ①振り込め詐欺やネット犯罪などの最新の事案に対応した情報提供・消費生活相談体制の充実とともに、消費者被害の救済へつなげていくための関係機関との連携体制を充実します。
- ②様々な消費者問題について市民自らの確な判断と行動ができるように、**地域で**消費生活における必要な情報や知識を十分に得られるための教材提供や情報提供を行います。**また、学校においても子どもたちが必要な知識や適切な判断力を身に付けるための学習を計画的に実施します。**
- ③自らを消費者被害から守るだけでなく、消費者被害を未然に防ぐことができる知識を持った*消費者市民として活躍する人材を育成するため、「(仮称) 芦屋市消費者教育基本計画」を策定し、身近なところで消費生活に関する知識を学ぶ機会を確保するなど消費者教育を推進します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
消費生活フェア参加人数 (人/年)	341	↑	400
消費生活に関する講座の参加者数 (人/年)	306	↑	359

4 市民主体による取組

◇身近な犯罪情報を知ること

[関連する課題別計画]

(仮称) 芦屋市消費者教育基本計画 (策定予定)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・犯罪を防ぐための活動を促進します。
- ・夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

防犯活動の促進では、青色回転灯防犯パトロール車による下校時のパトロール、警察によるパトロール、*愛護協会、*まちづくり防犯グループ、自治会などの地域団体との連携による登下校の見守り、*スクールガードリーダーによる小学校区毎の通学路での見守り等を実施するほか、有害環境の浄化活動（白ポストの設置等）や青少年への相談・指導を行いました。また、愛護委員の活動に伴う広報活動（班ニュース、愛護だより等の発行）のほか、社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、広報、啓発を行っています。

夜間でも安心して通行できる取組では、*まちづくり防犯グループ等の夜間パトロール結果に基づき、照度調査を行い、必要な場所には、公益灯の新設、照度アップの対応を実施するとともに、LED（発光ダイオード）化を実施しました。

*まちづくり防犯グループメンバーの子ども見守り活動や夜間の見回り活動等が、下校時の児童が犯罪に巻き込まれることを抑制するなど、街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の半減に少なからず寄与していると考えます。しかし、一方では、*まちづくり防犯グループの高齢化や人員の確保が難しい状況となっており、*まちづくり防犯グループと協議を進めながら、グループの活性化を図り、見守り活動等の充実を目指す必要があります。

また、生活安全推進連絡会や芦屋警察署協議会等を通じて、警察とは定期的には情報交換は行っていますが、その情報を十分生かすまでには至っておらず、今後はその情報を生かす取り組みを行う必要があります。

3 後期5年の重点施策

8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。

（重点取組）

- ①街頭犯罪・侵入犯罪認知件数の更なる減少を目指し、*まちづくり防犯グループ等への若い世代の参加などの活性化を図り、見守り・見回り活動を充実させるよう支援します。
- ②警察等の関係機関とも情報を共有し、市民への情報発信を充実させるほか、市で行える対策を講じます。
- ③照度調査等を行い、**街灯**の新設、補修等照度の向上を図るとともに、LED灯への更新により球切れによる消灯を減少させます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	↓	200
<u>市が管理する街灯の</u> LED化率（%）	7.7	↑	41.8

4 市民主体による取組

- ◇地域を自分たちで守っていく活動への参加
- ◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。
- ・火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。
- ・大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

災害時に自主的に行動できるための活動の促進では、「防災ガイドブック」の全戸配布や国道43号以南の地域住民4万人を対象とする津波避難訓練を実施するほか、*民生委員・*児童委員の協力などにより、高齢者、障がいのある人の「緊急・*災害時要援護者台帳」を整備しました。また、「*1.17祈りと誓い」や学校園での防災学習や避難訓練に取り組みました。設備面では、防災行政無線について、平成24年度(2012年度)に7か所を増設しました。

日常的な災害に迅速に対応できる体制の充実では、*統合型発信地表示システムの導入などにより、119番通報を受けてから出動するまでの時間を短縮しました。消防体制の強化では、デジタル波の無線設備を整備し、大規模災害時だけでなく日常的な災害時を含めた通信体制を充実させました。

大規模な災害に対応できる体制の充実では、*災害時における相互応援協定を締結など他団体との連携を強化するとともに、「芦屋市地域防災計画」を毎年更新しています。備蓄物資として、アレルギー対応食品の導入や子ども向け非常食の導入等も実施しました。

今後、南海トラフによる津波等の災害に備えて、*災害時要援護者の避難支援の体制づくりなど、地域住民が一体となって防災へ取り組める基盤作りが必要です。また、市民が日常的な災害に適切に対応できるように啓発などを行うことや、消防団員など消防体制の強化が必要です。さらに、大規模自然災害のリスク等に対応するため、地域や事業者と連携・協力しながら、総合的に推進できる防災・減災体制を構築していくことが必要です。

また、「兵庫県*国土強靱化地域計画」が策定された後、県の計画を踏まえ本市の「*国土強靱化地域計画」を策定し、本市の脆弱性等の調査・検討を重ねながら、実施可能な施策について、計画的に取り組んでいきます。

3 後期5年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。

(重点取組)

- ①市民の防災意識を高めるため、集中豪雨や土砂災害等の災害に備え、集会所単位等での説明会を行うなど、効果的な周知啓発を行います。
- ②災害時に地域住民間で協力し合える体制を構築するため、津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。
- ③災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「*個別避難支援計画」

を策定するとともに、その計画に基づいた避難訓練を地域住民が主体となって実施できるよう、また、日頃からの地域での見守りを進める等、共助の地域づくりを支援します。

- ④災害時に情報入手手段を持たない*災害時要援護者等への情報伝達手段の追加導入を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自主防災会等による訓練参加者（人／年）	1,116	↑	3,000
<u>土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での 地区防災計画の策定割合（％）</u>	0.0	↑	100
*個別避難支援計画策定数（件）	1,380	↑	3,300
避難訓練に参加した要援護者数（人／年）	—	↑	660

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

（重点取組）

- ①通報場所や内容を早期に確定させるため、日々進化する通信機器に対応した 119 番受信体制を確立します。
- ②消防車等の適正利用のため、119 番通報の正しい理解に向けて、分かり易い広報物を作成し、啓発します。
- ③中高層建築物の事前活動計画を策定するため、*はしご車架梯状況調査を行うとともに、はしご車が接着できる対象物を増やす手法を検討します。
- ④地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団の促進をします。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
119 番通報受信から出場までの <u>時間</u> （平均時間）	2 分 32 秒	↓	2 分 29 秒
緊急性のない 119 番受信件数（件／年）	3,079	↓	2,500
*はしご車架梯・接近状況可否(<u>接着可能棟の割合</u>)（％）	55.0	↑	57.0
消防団員数（人）	98	↑	110

9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。

（重点取組）

- ①市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護するため、新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練をします。
- ②災害発生時に民間事業者等の専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、*災害時における応援協定を*指定管理者や福祉施設（福祉避難所）と締結します。また、物資集配センターの施設等を見直します。
- ③災害発生時に円滑に被災者支援ができるよう体制とするため、職員及び市民を対象とした防災リーダーを育成します。

- ④避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園等に対して、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できるような対策と断水時における生活用水対策を行います。
- ⑤*災害時協力井戸制度を創設することにより、井戸の所有者または管理者に協力を求めます。
- ⑥市職員間で災害対応の経験・教訓の継承をはじめ、知見等の共有に取り組みます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
民間事業者との*災害時における応援協定締結数（件）	20	↗	<u>38</u>
防災リーダー養成講座受講者数（人／年）	4	→	<u>4</u>
マンホールトイレ <u>及び井戸を設置した学校の割合（％）</u>	0.0	↗	<u>54.5</u>
<u>*災害時協力井戸の登録件数（件）</u>	<u>0</u>	↗	<u>6</u>
防災士資格を取得した職員 <u>割合（％）</u>	<u>10.0</u>	↗	<u>25.0</u>

4 市民主体による取組

- ◇災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇住宅用火災警報器の設置
- ◇的確な 119 番通報
- ◇消防団への入団

[関連する課題別計画]

芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）
第2次芦屋市地域福祉計画(H24～H28)

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。
- ・建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

住宅などの防災・減災機能の向上促進では、*フェニックス共済加入促進の啓発のほか、広報あしや、新聞折り込み及び自治会等を通じて耐震診断及び耐震改修の促進の支援策についての周知を行いました。

建物や施設の防災・減災機能の向上による災害に強いまちづくりでは、防災倉庫及び防災資機材の整備のほか、市有の建築物について計画的に耐震化を実施し、*プラント系の建築物を除けば、特定建築物の耐震化は終了に向かっています。

国は平成 32 年までに住宅の耐震化率を 95%とする目標を掲げており、今後は、改定後の「芦屋市耐震改修促進計画」における新たな支援策等を活用することで1戸でも多くの住宅が耐震措置を実施するよう推進していく必要があります。また、市内のマンション率は、概ね半数であることから、住宅の耐震化の半数はマンションの耐震化であるとも言えるため、マンション管理組合等に対して改修及び建替え等に関する有効な情報提供を行うことや意向調査の実施など住宅政策と一体的な取組をすることで、耐震化を促進していくことが必要です。また、地震による公共建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体を保護するため、小規模な建築物についても耐震改修等を行っていくとともに、非構造部材の耐震化も進めていくことが必要です。さらに、災害等による被害の軽減及び防災力の向上を図るため、上下水道などのライフラインの防災・減災機能の充実により災害に強いまちづくりをさらに進めていくことが必要です

3 後期5年の重点施策

9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。

(重点取組)

- ①旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書等の送付及びセミナー等の実施など周知、啓発を行います。
- ②旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合等に対する意向調査や耐震化に関する積極的な情報発信を行います。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
<u>住宅の耐震化率 (%)</u>	<u>93.3</u> (H25)	↑	<u>96.0</u>

9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①小規模な施設も含めた旧耐震基準の公共建築物の耐震改修又は建替え等とともに、非構造部材も含めた耐震改修を行います。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
公共建築物の耐震化率 (<u>50 m²未満及び居室の無い建築物を除く。</u>) (%)	90.0	↑	100

9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①災害等による下水道施設の被害の軽減を図るため、新たに耐震診断を行い、施設の老朽化の状況も踏まえ、計画的に耐震化を行います。
- ②災害等による水道施設の被害の軽減を図るため、緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めるとともに、配水池の耐震化を計画的に行います。また、緊急相互連絡管の増設等による、バックアップ機能等の充実を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
下水道管耐震化率 (%) (耐震化延長/管路総延長)	21.8	↑	23.2
水道管耐震化率 (%) (耐震化延長/管路総延長)	37.2	↑	45.7

4 市民主体による取組

- ◇建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇*フェニックス共済への加入

[関連する課題別計画]

- 芦屋市耐震改修促進計画 (H20~H37)
- 芦屋市下水道中期ビジョン (H23~H32)
- 芦屋市公共下水道事業計画 (H23~H28)
- 下水道長寿命化計画 (芦屋処理区) (H25~H29)
(旧奥山処理区) (H26~H30)
- 芦屋市水道ビジョン (H26~H37)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・職員一人一人が能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。
- ・職員一人一人が横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。
- ・職員一人一人が公正の確保、法令遵守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

職員一人一人の能力向上では、「芦屋市人材育成基本方針」に基づき「“あしや”人材育成実施計画」を策定し、職員の意識改革、資質向上、能力開発に取り組んできました。

組織横断的課題については、庁内調整会議や*プロジェクトチームの設置等を行うとともに、行政サービス向上策として、部課横断的な改善の取組「*芦屋GrowUPチャレンジ」を実施してきました。

また、市民から信頼される市政を進めていくために、個人情報保護や危機管理などの研修を行ってきました。

しかしながら、変化する社会状況や多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、効果的で効率的な行政運営を行い、信頼される市政を進めるためには、さらに柔軟な組織横断的な対応力や危機対応能力の向上が課題となっています。

そのためには、課長級以上の職員を対象に本格導入している人事評価制度を全職員に広げるなど、行政サービスの質の向上に努力した職員を公正に評価し、自ら考え行動する職員を育成するなど人材育成を効果的に推進していくことが重要です。

3 後期5年の重点施策

14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。

(重点取組)

- ①行政サービスの質の向上に努力した職員を公正に評価するために、人事評価制度を全職員に導入し、上司と部下がともに成長できる人が育つ人事評価を実施します。
- ②ベテラン職員から技術やノウハウを伝承するなど、自治体職員としての高度な知識・技術の習得とともに、迅速かつ柔軟に課題解決を図れるよう、庁内外を問わず様々な知識や技術、専門能力を身につけ、政策形成力を発揮することでまちづくりが進めていけるよう、職員としての資質や能力の向上を目指します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
人事評価対象者割合（％）	34.1	↑	100
研修会や職場研修の参加人数（人／年）	3,410	↑	4,000
苦情で提起された内容を行政サービスに反映した件数（件／年）	3	↑	6

14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の危機管理能力を向上します。

（重点取組）

- ①市民からの様々な意見に潜む行政サービス向上のためのヒントや、事務処理ミス等で得た反省を全庁的に反映させるため、個別の情報を集約し広く業務改善を行います。
- ②日常業務で発生するトラブルによる職員の初動対応力の向上を図ります。
- ③自然災害や感染症など、市民生活に重大な影響を及ぼす事態が発生した際にも、行政機能を継続するための「事業継続計画（BCP）」の見直しを定期的に行います。
- ④市民から信頼される職員の資質の一つである法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理研修をはじめとする法令遵守研修を行います。また、様々な社会環境が変化していく中でも、職員一人一人が常に高い倫理観を持って職務を全うし、社会的責任が果たせるよう職員の行動指針を作成します。
- ⑤*マイナンバー制度が新たに始まることから、従来よりもさらに高いレベルの個人情報保護や情報セキュリティ対策が求められるため、職員意識の向上と定着を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
危機対応に関する職員への意識調査における理解度（％）	—	↑	100
法令遵守研修の参加人数（人／年）	143	↑	200
情報セキュリティ自己点検における達成率（％）	87.0	↑	100

4 市民主体による取組

◇市民から見た行政の改善点の提案

〔関連する課題別計画〕

芦屋市人材育成基本方針（H26.3改定）

芦屋市人材育成実施計画（H27～H29）

危機管理指針（H25改定）

*事業継続計画（「芦屋市地域防災計画・水防計画（毎年更新）」に包含）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。
- ・ 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。
- ・ 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりでは、*芦屋川特別景観地区の指定や「景観計画」策定に向けた取組のほか、「市民マナー条例」に基づく取組により、快適で住みよいまちづくりを進めました。

市民や民間の力の有効活用を図るため、公の施設の管理運営においては、*指定管理者制度による運営を拡充し、一部の施設ではNPO法人や地域活動団体が運営を担っています。また、*PFI手法により市営住宅の集約化による大規模建替事業を進めるほか、教育、福祉などの分野では大学との連携を進めています。

保有する施設や土地などの資産の有効活用では、老朽化した市営住宅の建替えに際し、市内各所にある市営住宅を1か所に集約し、さらに集約した敷地内に消防分署や福祉施設を建設するなど、土地の有効活用や効率的な維持管理を図れるよう、大規模建替事業を進めています。

また、貸付け可能な市有地の利活用や、処分可能な市有地を一般競争入札等により処分しました。*土地開発公社が保有していた土地については市が買い戻し、同公社を解散するとともに、処分可能な土地については、順次処分を行い、活用等の整理を行うこととしています。

長期的には、人口減少も見込まれる中、今後も、芦屋の個性や魅力を更に高め、住み続けたいまち・住んでみたいまちであるための施策を実施していくことが重要で、本市の良好な住環境や子育て環境の充実を基本目標とした「芦屋市創生総合戦略」を策定し、取組を進めます。

また、市民サービスの向上に向けて、民間のノウハウ、資源を活用するとともに、それらの検証・評価を適切に行うことが必要であり、民間だけでなく、広域的課題については、国、県、近隣市とも連携した取組も検討することが必要です。

資産管理においては、少子高齢化や人口減少の動向を踏まえ、既存施設の老朽化の状況を分析し、今後の公共施設の在り方の方針を定め、資産の適正管理の仕組みを作っていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。

(重点取組)

- ①まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実及び目標を掲げ、それに基づく施策を実施します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>「市内に住み続けたい」と回答した人の割合 (%)</u>	<u>84.6</u>	↑	<u>90.0</u>

15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。

（重点取組）

- ①企業、大学などをはじめ民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。
- ②広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。
- ③*指定管理者制度により運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
指定管理運営施設の利用満足度（%）	—	↑	<u>80.0</u>

15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。

（重点取組）

- ①すべての公共施設の情報を整備し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等を算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「*公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。
- ②*土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるよう、資産管理を行います。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
<u>活用可能な市有地の活用率（%）</u>	<u>87.7</u>	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
- ◇芦屋の個性や魅力の発信

[関連する課題別計画]

- 芦屋市行政改革実施計画（H24～H28）
- 公共施設の保全計画（H24～）
- 芦屋市公共施設等総合管理計画（策定予定）

3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。	「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数(人/年)	742	↗	1,000	「みんなで考えよう 平和と人権」(7月～8月「平和・戦争・人権」をテーマにコンサート、講演会、平和展等啓発の催し)参加者数。 出所: 課内資料	事業の拡充を重点取組としており、参加者数は、その結果を直接表す数値であるため。	「みんなで考えよう 平和と人権」(7月～8月「平和・戦争・人権」をテーマにコンサート、講演会、平和展等啓発の催し)参加者数。	各種事業を充実することにより、市民の非核・平和意識が高まっている。	過去5年間の参加者数の増減が大いことから、平成32年度までは常時1,000人以上の参加をめざし、非核や平和意識の向上を図っていく。 過去5年間実績数値 (897+1,041+1,473+752+742)÷5=981	
	「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数(筆/年)	228	↗	300	「核兵器廃絶を目指す市民の署名」年間筆数。 出所: 事務報告書	署名を行うことは、非核や平和意識の表れであると考えられるため。	「核兵器廃絶を目指す市民の署名」年間筆数。	市民が署名活動に参加することにより、市民の非核・平和意識が高まる。	平成24～26年の実績(3年半で985筆)に加え、署名の取り方に工夫を加え、当面300筆数をめざす。 過去3年間実績数値 (564+193+228)÷3.5=281 ただし、平成24年は1.5か年分	
3-1-2 「人権啓発事業」参加者数(人/年) 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。	「人権啓発事業」参加者数(人/年)	2,718	↗	3,000	平和事業を除く「人権啓発事業」年間参加者数。 出所: 課内資料	人権啓発事業の結果を直接表す数値であるため。	平和事業を除く「人権啓発事業」年間参加者数(市民生活部実施分)。	人権啓発事業を充実させることにより、市民の間で、日常の中で互いの人権尊重の意識や行動が高まっている。	過去5年間の参加者数の増減が大いだが、平成24～26年度の実績に加え、参加者増のための工夫を加味し、平成32年度までは、常時3,000人以上を確保して、人権意識の向上を図っていく。 過去5年間実績数値 (3,275+3,360+2,630+3,127+2,718)÷5=3,022	
	*上宮川文化センターの来館者数(人/年)	82,122	↗	87,000	*上宮川文化センター来館者数 出所: 事務報告書	事業の充実などにより、市民からの親しみが増え、来館者の増加につながるものであり、さらに、住民交流が行われ、地域福祉の充実や人権啓発を推進することにつながるものと考えられるため。	*上宮川文化センター年間延べ来館者数	センターを啓発し事業を充実することにより、多くの市民がセンターを訪れ、住民交流が広がり、地域福祉や人権意識の向上が図られている。	平成22年度と平成26年度の来館者伸び率105%と同様の増加とし、平成27年度から平成32年度で106%増を目指す。	82,122×1.06≒87,000
	芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数(人/年)	800	↗	1,000	芦屋市人権教育推進協議会が主催する芦屋市人権教育研究大会全体会(11月)と分科会(1月)の参加者数。 出所: 芦屋市人権教育推進協議会定期総会議案書	研究大会へは、市民や教職員、市職員が人権教育推進の担い手となるよう、自らが資質の向上を目指して参加するものであり、人権推進のための人材育成への取り組みの目安となるものと考えられるため。	芦屋市人権教育推進協議会が主催する芦屋市人権教育研究大会全体会(11月)と分科会(1月)の参加者数。 平成26年度(11月26年度実績500人)と分科会(1月26年度実績300人)の参加者数の合計。	誰もが等しく尊重される社会を行政と市民と共に目指していくため、市民団体として設立された芦屋市人権教育推進協議会の活動を支援することにより、活動が充実し、市民や職員の人権意識の向上と、人権教育推進の担い手となる人材育成が図られている。	人権教育推進協議会の活動を支援し、人権啓発が推進されている。平成24年度～平成26年度過去3年間の実績が820人、830人、800人となっており、今後、さらに関係団体等100人程度を5年以内に参加に転じることを見込み、さらに10.0%増を目指す。	(820人+830人+800人)÷3+100人≒916人 916人×1.1≒1,007人≒1,000人

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。	*本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(人)	449	↗	1,000	*本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(年度末累計) 出所:課内資料	事前登録者数については、周知等により、制度の理解や浸透度合いを測る目安となる数値であるため。	*本人通知制度(住民票の写し、戸籍等)登録者数(年度末累計)	結婚差別や就職差別につながる身元調査に対する問題意識や、*本人通知制度に対する理解が広く浸透し、それが事前登録という行動につながっている状態が目指すべき姿。そのために今後、ホームページやお知らせ等の内容を見直し、より分かりやすいものとするよう取り組む。	同制度を実施している他市町の事前登録者数の状況(概ね人口の0.5%~0.6%)等を勘案し、人口の約1%である1,001人となるよう目指す。ただし、左記のとおり、登録者数の増加のみが目標ではないので、制度をより広く、より分かりやすくお知らせすることについては、工夫しながら継続していく。	
	権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%)	57.8	↗	75.0	毎年度実施している権利擁護支援者養成研修の修了された市民のうち、*市民後見人の活動を含め地域における権利擁護支援の担い手として「権利擁護支援者人材バンク」に登録した数の割合。 出所:*権利擁護支援センター事業報告、事務報告書	重点取組である「*市民後見人」は、「権利擁護支援者人材バンク」の登録者から候補者を選出することから、「権利擁護支援者人材バンク」の登録者数の増加が、「*市民後見人」の候補者数の数を増やすという指標となるため。	権利擁護支援者人材バンク登録者数(年)÷年間の権利擁護支援者養成研修修了者数(年) (平成26年度) 11人÷19人=57.8%	「権利擁護支援者養成研修」の受講生が増加し、*市民後見人の候補者が育成されている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠とするが数値目標は設定していないため過去の実績値から増加を見込んで算出。 *市民後見人は、現状ではまだ存在していない状況であり、今後、*市民後見人が活動できる仕組みを構築していくところであり、まずは多くの市民が権利擁護支援者養成研修を受講し、人材バンクに登録している割合が現状の3割増を目指す。	57.8%×1.3≒75.0%

3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値			関連情報					
		H26	指標の方向性	めざす値 H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。	芦屋市男女共同参画推進条例の認知度(%)	43.6	↗	57.0	「男女共同参画に関する市民意識調査」の中で、「芦屋市男女共同参画推進条例」について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」と回答する人の割合及び、男女共同参画センター講座等の受講者を対象にしたアンケートで同様の質問に対し、同様の回答する人の割合の平均値。	女性の社会参画を促進するためには、条例に掲げている基本理念の周知、啓発が重要な取組であり、その取り組みにより条例の認知度は高まるものと考えられるため。	平成28年度以外は、市民意識調査を行わないため、その他の年においては、男女共同参画センター講座等の受講者を対象に、年間を通じて実施したアンケートにおいて、「芦屋市男女共同参画推進条例」について「言葉も内容も知っている」又は「言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合。	条例の認知度を100%にまで高めると共に様々な啓発事業等を推進し、あらゆる分野で女性の社会参画が実現している姿を目指す。	男女共同参画行動計画ウィザス・プランにおいて、計画期間中(H25～H29)の数値目標は、(H23)36.1%を(H29)50.0%以上としており、1年で2.3%の増加を見込んでおり、その後(H30～H32)の3年間は、その増加水準の継続を目指す。	$50\% + 2.3 \times 3年 = 57\%$
	市附属機関等における女性委員の割合(%)	37.2	↗	40.0	本市の附属機関等の委員として委嘱している委員のうち、女性委員の割合。 出所：男女共同参画行動計画進行管理調査実績報告書	ウィザス・プランの中にも掲げられている取組であり、市が女性の社会進出にかかる取組として主体的に取り組んだ結果を表す数値であるため。	市で設置した各附属機関等の委員会設置の際、委嘱した委員に対する女性委員の割合を平均した、平成26年4月1日の実績数。	女性の委員を積極的に登用することにより、市の施策・方針決定過程において女性の意見が十分に反映されている姿。	男女共同参画行動計画ウィザス・プランの平成29年の数値目標は、40.0%にしている。市附属機関等の委員の選出は、団体からの推薦もあり、その場合には相手方に委ねざるを得ないことも多くあることから、40.0%を維持できるよう取り組む。	
3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。	*DV相談室の認知度(%)	31.7	↗	50.0	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、*DV相談室の認知状況で「具体的に知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合。	*DV被害者を早期発見し、自立支援につなげるため、まずは、相談窓口を知ってもらうことが必要であり、その状況を示す数値であるため。	平成27年3月実施の総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、*DV相談室の認知状況で「具体的に知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合。	周知・啓発を継続的に取り組むことで、誰もが*DV相談室があることを認知し、必要に応じて誰もが即座に相談ができることにより、性別による人権侵害である*DV被害の減少を目指す。	*DV相談室開設から3年間で約30.0%となっている現状から、残り6年間で20.0%とし、半数を超えることを目指す。	$31.7\% + 20.0\% = 50.0\%$

5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
5-1-1 地域で子育てについて交流・相談しやすい環境を整えます。	子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の数(人/年)	53,313	↗	56,313	子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の年間延べ人数。 出所:子育てセンター事業報告書	つどいのひろば等の利用状況を把握するとともに、参加者数の増加は取り組みの成果を表すものであるため。	子育てセンター事業報告書の「子育てセンター活動状況」のうち、つどいのひろばなどに参加する年間延べ人数(=各項目参加者数の合計値 各項目:むくむく、ぶくぶく、もこもこ、貸出し部屋利用者、カンガルー、なかよしひろば、自主活動グループ、グループ交流会、講座研修他)。	市内全域で、いつでも子育て親子が集う場があり、親子同士の交流、スタッフへの相談しやすい状態を目指し、集いの場の設置場所、開催回数を増やすよう取り組む。	子育て支援拠点「むくむく」の平成23～26年度の平均増加数が471人であり、その他のひろば事業は部屋の面積等により大幅な増加は見込めないため、471人+α(その他のひろば事業)により、現状値から毎年500人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を56,313人とする。	$53313 + (500 \times 6) = 56313$
	公立の全幼稚園の子育て世代の親子に対する施設開放実施日の総数(回/年)	234	↗	320	各公立幼稚園の園庭開放や未就園児交流会等施設開放の実施回数。 出所:事務報告書	子育て支援の取組として、園施設の開放を後期の中で取り組むこととしており、その直接の結果を示す数値であるため。	長期休業日を除く40週に対し、公立の8園が週1回程度実施する総数。	幼稚園が地域の子育てセンター的な役割を担い、子育て世代の親子が利用しやすいとする。	施設開放が園によって差がある。子育て世帯の親子に使いやすくなるため、全園が週に1回程度の実施を目指す。(長期休業日を除いた40週程度を対象とする)	$40 \text{回} \times 8 \text{園} = 320 \text{回}$
5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。	保健センターでの母子健康相談の人数(人/年)	2,598	↗	2,750	各年度における保健センターでの母子健康相談(育児相談、母子栄養相談、電話及び面接相談)における相談者の人数。 出所:芦屋市保健事業概要	母子健康相談の状況を表すため。	母子健康相談(育児相談、母子栄養相談、電話及び面接相談)の相談者人数。	妊娠・出産期からの子育てにおいて親が安心して相談できるよう専門職による相談体制を整備し、その周知を図る。	就学前人口が減少していく中(H26比較、推計約500人減)、現状値水準を維持するため、毎年25人(1%)の増加を目標とし、5年後の母子健康相談目標値を2,750人を目指す。	$2598 + (25 \times 6) = 2750$
	子育てセンターでの子育て相談の人数(人/年)	1,776	↗	2,376	子育てセンターでの来所相談・電話相談の年間延べ人数。 出所:事務報告書	子育てセンターは市の子育て支援拠点であるため、子育てセンターでの相談件数を指標とした。また、子育て相談の場の充実、相談者数の増加につながるものと考えられるため。	子育てセンター(むくむく、ぶくぶく、もこもこ、カンガルークラブ、なかよしひろばなど)の来所相談・電話相談の年間延べ人数。	子育てひろばの開催場所・開催回数の増加に伴い、保護者が相談する機会を増やすことを目指し、スタッフもより丁寧に対応するよう取り組む。	育児不安を解消するためにも、今後もより多くの保護者の育児相談にのる必要があるため、平成24～26年度の平均増加数が134人であるが、年より変動があることを考慮し、毎年100人ずつ増加することを目標とし、最終目標値を2,376人とする。	$1776 + (100 \times 6) = 2376$

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭 の自立や支援に努めます。	*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数 (人/年)	14	→	14	*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加実人数 出所:子育て推進課内部資料	ひとり親家庭の8割は既に就労されており、残り2割のうち多くは自ら就職活動をしているのが現状。市は、特に丁寧な支援が必要な方に自立支援プログラムに参加してもらい、ハローワークとの連携を密にして継続的な支援を行っているもので、その結果を表すため、参加者数を指標とする。	*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加実人数	離婚したばかりの母子や就労経験が乏しい方、離職したばかりの方など、特に就労支援を必要とする方に、就職活動についての知識の付与やハローワークへの同行支援など、丁寧な支援活動を行うことを目指し、取り組んでいく。(実際の就職活動は求人情報のあるハローワークになります。)	就労支援が必要なひとり親は常に一定数あり、市においては、手当の受給に関する届出の際など、機会を逃して、就業等につなげられるよう働きかけを行っていくが、平成23年～26年度の参加者数の平均値が13人であり、ひとり親家庭数が横ばいである。景気の動向にも左右されることから、現状の状況を継続することを目標値とする。	$(13+10+14+14) \div 4 = 12.75 \Rightarrow 14$
	家庭児童相談の件数 (件/年)	409	↗	586	家庭児童相談室における子どもや家庭に関する相談年間件数 出所:事務報告書	家庭児童相談室は相談を受けるとともに、*要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあるため、相談内容について関係機関によるネットワークで対応を協議している。よって相談件数の増加は協議会による対応状況を表し、関係機関との連携による支援の充実を表す数値であるため。	家庭児童相談室における子どもや家庭に関する相談年間件数	児童虐待防止に向け、相談窓口の周知を図り、早期発見及び迅速な対応に、関係機関、地域などとの連携により取り組み、虐待事案が減少する社会を目指す。	*要保護児童対策地域協議会の関係機関による早期発見・早期対応により、相談すべき事案が減ることを目指すが、相談窓口である家庭児童相談室についてはさらなる周知が必要と考えるため、平成23～26年度の年平均増加数30件を今後も継続して見込み、その対応に取り組むものとし、最終目標値を586件とする。	$409 + (30 \times 6) = 586$
	*民生委員・*児童委員への相談件数(件/年)	483	↗	700	*民生委員・*児童委員への市民の相談のうち、子どもに関する相談件数。 出所:事務報告書	*民生委員・*児童委員の子育て支援を周知、強化することで、地域の身近な相談窓口として、対象家庭から委員に対し対象家庭から委員に対して相談しやすい状況が作られ、その結果として相談件数が増加すると考えられるため。	地域福祉計画を根拠とするが、数値目標は設定していないため、各年度における*民生委員・*児童委員への市民の相談のうち、子どもに関する相談件数。	少子化が進む中で、*民生委員・*児童委員への子育て相談をはじめ、地域から孤立する保護者がいない環境づくりを目指す。	少子化が進む中で、相談件数は減少傾向にあるが、対象家庭の課題の複雑化・多様化により対応件数の増加が見込まれるため、過去の相談件数の平均値を目標とする。 平成24年816 平成25年795 平成26年483	$(816 + 795 + 483) \div 3 = 700$

5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
5-2-1 必要とするとときに適切で良質な保育サービスを提供します。	待機児童の人数(人)	131	↘	0	年度当初における保育所の利用申請をした児童で、定員の関係で利用できなかった児童数。 出所:課内資料	後期の取組は、保育を必要とするすべての児童に保育を提供することを目的とすることであり、その実態を表す数値であるため。	年度当初における保育所の利用申請をした児童数から利用できた児童数を差し引いたもの。	待機児童の人数を0人とする こと。	平成29年度末を目標に待機児童の人数を0人とし、その後も継続する。	
	*病児・病後児保育実施箇所数(か所)	1	↗	2	*病児・病後児保育を実施している施設数。 出所:課内資料	*病児・病後児保育を必要とする児童のニーズに対する提供量はすでに確保されているが、利便性を考慮して提供体制の確保を図ることを取組とすることから、施設数を指標とすることが適切と考える。	年度末において*病児・病後児保育を実施している施設数。	*病児・病後児保育実施施設利用の利便性を現状より向上させるため、施設数を1か所増やす。	必要とする児童のニーズに対する提供量はすでに確保されており、利便性を向上させることが目標であるため、施設数を1か所増やすことを目標とする。	
	*放課後児童健全育成事業の待機児童数(人)	0	→	0	年度当初における放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。 出所:*放課後児童健全育成事業における待機児童数。	後期の取組は、*放課後児童健全育成事業を必要とするすべての児童にサービスを提供することを目的とすることであり、その実態を表す数値であるため。	年度当初における*放課後児童健全育成事業の利用申請をした児童で、定員等の関係で利用できなかった児童数。	*放課後児童健全育成事業における待機児童を生じない。	*放課後児童健全育成事業の対象を平成31年度末を目標に高学年へ拡充しつつ、当該事業の待機児童の人数を0人とし、その後も継続する。	
5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。	仕事と生活の両立ができて いる市民の割合(%)	78.5	↗	84.5	総合計画策定に当たって、5年ごとに実施している(今後は周期を縮める予定)市民意識調査において、仕事と自分の生活との両立の状況で「できている」「まあできている」と回答した人の割合。	仕事と自分の生活との両立の状況を市民に直接調査した結果であるため。	平成27年3月実施の総合計画策定に当たっての市民意識調査において、仕事と自分の生活との両立の状況で「できている」「まあできている」と回答した人の割合78.5%。	誰もが、仕事と生活の両立が できている姿を目指し、継続的に啓発していく。	社会、経済、雇用、勤務先の状況等、仕事と生活の両立の阻害要件がある中でも、啓発を進めることにより毎年1.0%のアップを目指す。	78.5%+1%×6年
	男女共同参画センターの土日開催事業(*イクメン講座等)の男性の参加者数(人/年)	51	↗	80	男女共同参画センター講座として、土日開催する男性向けの育児参加啓発講座への男性参加者数。 出所:事務報告書と課管理資料	重点取組である。男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座の開催の結果を直接表す数値であるため。	男女共同参画センター講座として、土日開催する男性向けの育児参加啓発講座への年間延べ男性参加者数。	男女共同参画を推進する拠点施設であるセンターで、父親が*イクメン講座に参加している姿を1つのモデルとして、受講者の男性自身が育児参加をすすめることにより育児参加が広がる姿を理想として、女性と同じように育児に参加することが普通のことになるまで取り組む。	1回20人参加を4回実施することを目標とし、そのために、男性参加が増える内容に事業の実施要領を見直し、また、場所についても、同施設内の2階のあしや市民活動センター貸室を利用するなど男性参加者の増加を図る。	年4回×各20名=80名

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、*民生委員・*児童委員、*福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。	*地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	↗	838	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。出所:*社会福祉協議会事業報告	*地域発信型ネットワークへの参加は、地域課題解決の意識啓発のきっかけとなるものであると考えられるため。	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。	地域課題を地域で解決する取組みを進める個人や団体が増加している状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。各年度、前年度実績の5.0%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。	$657 \times 1.05 \div 690$ を基礎として平成32年まで同様に算出。(前年度参加者数 $\times 1.05$)
	保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数(件/年)	302	↗	600	保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間延べ相談者数。出所:事務報告書	総合相談窓口の利用者が増加することは、専門職や行政とつながる機会の増加と比例し、相談内容に応じて、住民も含めた支援の仕組みの構築の指標となるため。	保健福祉センターにおける総合相談窓口の年間延べ相談者数。	支援が必要な人が、適切な相談窓口につながり、自立に向けた支援を受け地域で生活できている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。窓口機能を拡充した平成27年は前年度の2倍を見込み、 <u>その後は、相談件数を維持できるように進める。</u>	$(302 \times 2) \times 1.0 = 600$
	*高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年)	1,201	↗	1,280	*高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書	高齢者の相談窓口等の周知は、結果として新規相談者数の増加に表れると考えられるため。	*高齢者生活支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。	支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。 <u>周知等により</u> 、新規相談者が増加している状況をめざし過去の実績の平均値に高齢者の増加率(2.0%)を乗じて算出。	$(1,325 + 1,254 + 1,201) \div 3 \times 1.02 \div 1,280$

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報 を分かりやすく提供します。	*地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	↗	838	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区、年間延べ人数)。 出所: *社会福祉協議会事業報告	参加者数の増加は、情報発信の対象者の増加に比例するため。	*地域発信型ネットワークの会議参加者数(小学校区・中学校区)。	地域課題の解決に向けた取り組みを行う個人や団体の情報提供により、個人や団体間の円滑な情報共有が行えている状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに啓発活動による増加を見込んで算出。 各年度、前年度実績の5%増を目指し、小学校区単位で年間約80人が参加している状況を目指す。	657×1.05=690 を基礎として平成32年まで同様に算出。 (前年度参加者数×1.05)
	視覚に障がいのある人における点字・*声の広報登録者割合(%)	15.5	↗	20.5	視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・*声の広報登録者の割合。 出所: 第4期障害福祉計画、障害福祉課調	視覚障がいによる身体障害者手帳交付者に対する点字・*声の広報の制度の周知は、登録者の増加を目指すものであり、その状況を表す数値であるため。この数値が増加することは、障がい者手帳を持つ視覚に障がいのある人が行政等からの情報を得る機会が増えることにつながるため。	点字・*声の広報登録者数÷年度末の視覚障がいによる身体障害者手帳交付者数 平成26年度 27人÷174人=15.5%	視覚に障がいのある人が市から発信する情報を不自由なく得られている状況を目指す。	平成26年～平成32年の間に視覚に障がいのある人が新規に障がい者手帳を取得される方々について登録が行われ、視覚障がいによる身体障害者手帳交付者の約2割の方々が行政から発信する情報を得ている状況を目指す。	登録者数:実績をもとに推移、障がい者数:第4期障害福祉計画、視覚障がい者の増加見込み分を登録者とする。 平成23年 22/163=13.4% 平成26年 27/174=15.5% 174/3222(H26身体障害者手帳所持者数) *3432(H32身体障害者手帳所持者数推計値)=185 平成32年 視覚に障がいのある手帳所持者推計値185 185-174=11(増加人数) (27+11)/185=20.5%
	手話通訳者等の派遣回数(回/年)	201	↗	234	聴覚に障がいのある人や市の行事等に派遣される回数。 出所: 第4期障害福祉計画	手話通訳者等が公的機関や市の行事等に派遣される回数が増えることにより、聴覚に障がいのある人が必要な情報を得られることにつながるため。	聴覚に障がいのある人や市の行事等の申請による、手話通訳者等の年間延べ派遣回数。	聴覚に障がいのある人が様々な情報をより多く入手している状況を目指す。	第4期障害福祉計画(H29 216)を基にH30～H32まで毎年6件ずつ増加している状況を目指す。	H27 204、 H28 210、 H29 216としており、H32まで毎年6件増加を見込み216+6件×3年=234
	*高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(保健・医療・福祉等)が参加できる研修会・会議等の参加者数(人/年)	339	↗	1,000	*高齢者生活支援センターが主催した多職種(保健・医療・福祉等)が連携した会議の年間延べ参加者数。 出所: 高齢者生活支援センター活動状況報告	保健・医療・福祉の従事者が連携することが、市民全般に多様なサービスの情報を提供することにつながるため。	*高齢者生活支援センターが主催した多職種(保健・医療・福祉等)が連携した会議の年間延べ参加者数。	保健・医療・福祉の様々な職種の者が連携・情報共有し、高齢者福祉を担っている状況を目指す。	現状値に加え研修会(福祉センターでの開催:150人収容)を年間4回開催して多職種が連携・情報共有している状況を目指す。	339+(150×4回)÷1,000

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。	*権利擁護支援センターの新規相談者数(人/年)	127	↗	170	*権利擁護支援センターの年間新規相談者数。 出所: *権利擁護支援センター活動状況報告	*権利擁護支援センターにおける相談は、その内容に応じて適切な機関へつなぐ役割を果たしており、相談件数の増加は、適切な対応の増加に結び付くものであるため。	*権利擁護支援センターの年間新規相談者数。	支援が必要な高齢者や障がいのある人が適切に権利を行使できる状況を目指す。	地域福祉計画を根拠としているが、数値目標は設定していないため過去の実績から算出。 過去の推移と直近の実績をもとに前年度5%増を見込み、それらに適切に対応できることを目指す。	127×1.05=133 を基礎として平成32年まで同様に算出 (前年度参加者数×1.05)
	生活困窮者自立支援相談の利用者数(人/年)	-	↗	500	保健福祉センターの総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数) 出所: 事務報告書(掲載予定)	相談窓口の周知啓発は、困窮者が相談できる場所があることを周知するものであり、その結果、相談件数の増加に表れると考えられるため。	総合相談窓口の相談者のうち生活困窮者自立支援相談者数(年間延べ件数)	制度の対象者が、相談窓口を利用し、必要に応じて支援に結びつき、社会的孤立を予防できる地域を目指す。	平成27年からの事業のため、国の示す人口規模を基礎とした相談者数で勘案(新規相談者数20件/月)し、相談者1人あたり2回は相談を利用できる状況を目指す。	20人×12月×2回=500件
	*生活困窮者自立支援プラン作成者の割合(%)	-	↗	50.0	生活困窮者自立支援の新規相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 出所: 事務報告書(掲載予定)	プラン作成者の割合の増加が自立支援の体制整備状況の目安となるため。	生活困窮者自立支援相談者数のうち自立支援プラン作成者数。 自立支援プラン作成者数累計÷生活困窮者自立支援相談の新規相談者数累計	支援が必要な対象者が社会参加や就労可能な状況から地域の担い手となることを目指す。	平成27年からの事業のため、平成26年度末に国が示した目安値(新規相談者数の5割)をもとに相談者うちのプラン作成者が5割となっている状況を目指す。	新規相談者数のうちの50.0%
	生活上による生活保護自立廃止件数(世帯/年)	17	↗	20	『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である廃止件数。 出所: 生活保護実施方針	行政の支援は、自立を目指すことを目的としており、生活保護自立廃止件数の増加は稼働・年金収入、仕送りの増加及び親族の引き取りなど世帯の生活が向上したことを表すものであるため。	『生活保護事務実施方針』より「収入増」、「稼働者の転入」、「年金増加」、「引取扶養」など世帯の経済状況好転が廃止理由である年間廃止件数。	就労への阻害要因がない受給者の求職活動、増収への取り組みを支援することにより自立助長を目指す。また年金裁定請求手続きの支援などにより高齢世帯の安定した収入の確保を目指す。	生活保護制度の趣旨は保護が必要な人に対して漏れない給付を行うこと、世帯の保護からの脱却に必要な援助を行うことであり、予め全体の目標値を定めることは、生活保護実施の態度として求められていることと相反するが、 <u>現在の取組を継続・充実により現在と同程度の件数の自立につながるよう、支援に取り組む。</u>	過去の実績値をもとに、今後の保護受給世帯数の増減見込(年間約4%増加)の割合を乗じた数値。 17件×1.04の5乗(=1.216)=20.6=20件

7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値		めざす値		関連情報					
		H26	指標の方向性	H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式	
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	*地域見まもりネット事業の加入事業数(件/年)	63	↗	100	民間事業者が一人暮らし高齢者、高齢世帯等の見まもり活動を行う地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。 出所:*社会福祉協議会事業報告	事業の啓発等により、加入事業者の増加が地域の見守りにつながるものと考えられるため。	毎年度末の地域見守り・生活支援ネットワークの参加事業者数。	支援が必要な高齢者を早期発見・相談につなぐ役割を担う協力事業者が増加している状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の数値から啓発活動による増加を見込んで算出。 参考:*防犯協会に登録している個人約100人、防犯協会に登録している団体約100か所であり、(防犯協会会員、団体の100という数が市内に適した数と考え、類似の役割を担う見守りネットも約100を目指す。		
	*高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年)	1,201	↗	1,280	*高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書	*高齢者生活支援センターという第一義的な窓口であり、ここでの高齢者の総合診断の増加により、医療的な支援につなげる割合が高まるため。	*高齢者支援センターに新たに相談に来所する年間延べ人数。	支援が必要な高齢者が、身近な相談窓口につながり、安心して地域で生活できている状況を目指す。	すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため過去の実績をもとに周知活動による増加を見込んで算出。 新規相談者の増加に対応できるよう、センターの教科に 取り組む。	$(1,325+1,254+1,201) \div 3 \times 1.02 \approx 1,280$	
	地域ケア会議の開催数(回/年)	5	↗	25	地域住民や支援者から挙げられた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。 出所:*高齢者生活支援センター活動状況報告、事務報告書	地域での支援体制づくりのための会議開催を重点取組としており、それを直接的に表す数値であるため。	地域住民や支援者から挙げられた個別の事例を検討する「地域ケア会議」の開催回数。	ケア会議で解決の方向性を見出し、高齢者が地域で安心して生活できる状況を目指す。	4支援センターが毎年会議数を1回ずつ増やしていくことを目標とする。	$5 \times (4 \text{センター} \times 1 \text{回} \times 5 \text{年}) = 25 \text{回}$	
	*地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数(件/年)	4	↗	10	*地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った件数。 出所:*社会福祉協議会の活動報告	地域活動を実践した件数を表すものの1つであるため。	*地域発信型ネットワークにおいて地域活動の報告を行った年間件数。	互助の地域づくりを主体的に取り組む団体が増加している状況を目指し活動の啓発や団体間の連携を支援する。	地域福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標は設定していないため小学校区単位で算出。	小学校区単位(旧三条小学校区、潮声屋地区含む)10か所	

7-2-2 高齢者の参加が推進され、 担い手として活躍できる仕組 みづくりを行います。	認知症サポーター養成講座 受講者数(人/年)	1,285	↗	1,500	認知症になった人の手助け 等を行うボランティアを養成 する「認知症サポーター養成 講座」の年間延べ受講者数。 出所：*社会福祉協議会の活 動報告	重点取組が養成講座の実施 であり、その結果を直接表す 数値であるため。	認知症になった人の手助け 等を行うボランティアを養成 する「認知症サポーター養成 講座」の年間延べ受講者数。	支援が必要な高齢者の早期 発見と適切な相談につなぐ 役割を担える認知症サポ ーターが増加している状況を 目指す。	過去の実績数に65歳以上の 要介護者人口(潜在的対象 者)の増加率(1.2)を乗じる。 平成26年4,758人 平成27年4,974人 … 平成32年6,078人	$1258 \times 1.2 \div 1,500$
	権利擁護支援者養成研修参 加者における人材バンク登 録者の割合(%)	57.8	↗	75.0	毎年度実施している権利擁 護支援者養成研修の修了さ れた市民のうち、*市民後見 人の活動を含め地域におけ る権利擁護支援の担い手と して「権利擁護支援者人材バ ンク」に登録した数の割合。 出所：*権利擁護支援セン ター事業報告、事務報告書	権利擁護の研修や周知によ り、市民の中で、その意識が 高まり、支援の担い手とな ることにつながるものと考え られるため。	権利擁護支援者人材バンク 登録者数(年)÷年間の権利 擁護支援者養成研修修了者 数(年) (平成26年度) $11人 \div 19人 = 57.8\%$	「権利擁護支援者養成研修」 の受講生が増加し、*市民後 見人の候補者が育成されて いる状況を目指す。	地域福祉計画を根拠とする が数値目標は設定していな いため過去の実績値から増 加を見込んで算出。 権利擁護の研修や周知によ り、多くの市民が権利擁護 支援者養成研修を受講し、 人材バンクに登録している割 合が現状の3割増を目指す。	$58.6\% \times 1.3 \div 75.0\%$
7-2-3 高齢者の社会参加と就労の 機会を拡充し、生きがい活動 を推進します。	*シルバー人材センターの会 員数(人/年)	1,004	↗	1,300	*シルバー人材センターの会 員数。 出所：*シルバー人材セン ター活動報告	「*シルバー人材センター」 は、高齢者の社会参加と就 労機会創出の主要な事業で あり、その会員数は、就労機 会とも比例するものであるた め。	毎年度末の*シルバー人材 センターの会員数。	生き生きと働く高齢者が増 えている状況を目指す。	*シルバー人材センターの中 期事業計画より毎年46人増 加を見込んでいる。	$1004 + (46 \times 6) \div 1300$
	老人福祉会館の利用者数 (人/年)	28,859	↗	35,000	老人福祉会館の年間延べ利 用者数。 出所：事務報告書	高齢者の社会参加の主要な 一つの拠点となる「老人福祉 会館」での活動促進を重点 取組に掲げており、利用者数 は、その対象となった数を表 すものであるため。	老人福祉会館の年間延べ利 用者数。	高齢者が生きがいを持って 地域で活動している状況を 目指す。	過去の実績数に65歳以上人 口の増加率(1.1)と高齢者の 社会参加率(期待値1.1)を乗 じた数を目指す。	$28859 \times 1.21 \div 35000$
	老人クラブの会員数 (人/年)	3,015	↗	3,100	老人クラブの毎年4月1日時 点の会員数。 出所：事務報告書	老人クラブ活動の周知によ る、クラブの加入者の増加 は、クラブの活性化につな がっていると考えられるた め。	毎年4月1日時点で各単位老 人クラブ(各町老人クラブ)に 加入している会員数。	高齢者が生きがいを持って 地域で活動している状況を 目指す。	老人クラブの会員数は微減 傾向であり、高齢化が進ん でいるので取り組みとして地 域に活動の魅力を発信し、ま ずは現状を維持することを重 点とし、その後各単位老人ク ラブで会員数の増加を目指 す。	$3,015 + 85(各町1名増加) = 3,100$
	介護予防事業(*介護予防セ ンター)の参加者数(人/年)	26,492	↗	29,000	*介護予防センターで実施す る介護予防事業の年間延べ 参加者数。 出所：課内資料	介護予防の啓発を事業参加 者に行うことで、その意識が 高まると考えられ、事業参加 者の増加は、その意識の広 がりにつながっていると考 えられるため。	*介護予防センターで実施す る介護予防事業の年間延べ 参加者数。	高齢者の健康寿命が延びて 元気に過ごしている状況を 目指す。	過去の実績数に65歳以上人 口の増加率(1.1)を乗じた数 を目指す。	$26,492 \times 1.1 \div 29,000$

8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年)	411	↘	200	路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料	各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。	街頭犯罪(路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。(現状)411件	迅速、的確な情報発信及び生活安全推進連絡会や防犯グループ連絡協議会等での情報共有や、防犯活動について連携強化を図る等の取り組みにより、犯罪件数を極力減らす。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれたため、これを持続させる。	平成21年度870件① 平成26年度411件② ②/①=47.24% 411件×47.24%≒200件
	犯罪被害者等に対する支援制度への認知度向上のための研修への参加人数(人/年)	-	↗	160	犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加人数。 出所: 芦屋市事務報告書(今後掲載予定)	研修への参加人数が増えることにより、制度の認知度向上、適正な支援に資すると考えられるため。	犯罪被害者等の支援に関する研修会の参加人数。(現状)研修を開催していない	市役所内及び関係外部団体においては、犯罪被害者等に対する理解が職員全体でにできていることを目指す。また、犯罪被害者等に対する理解がある市民を極力増やす。	市役所関係は5年間ですべての職員が受講するものとし、関係外部団体から10人。市民への周知として市民の参加を30人を見込んで、毎年度160人規模で研修会を開催していくことを目標とする。可能であれば今後参加人数を増やす。	①市役所関係 一般事務職及び技術職数 321+295=616人 616人/5年=122人 ②関係外部団体 10人 ③市民 30人 ①+②+③ 120+10+30=160人
8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務や消費者教育の充実を図ります。	消費生活フェア参加人数(人/年)	341	↗	400	消費者問題意識がまだ完成していない子どもに、消費生活についてのきっかけを学ぶ場として、またそれを見守る大人も一緒に学ぶ場として実施している消費生活フェア参加者数。 出所: 事務報告書	消費生活フェアは、対象者も多く、また関係機関からの参加のある消費者問題等の啓発事業としては大きな役割を担っている事業であり、その参加者数の動向は、消費者への意識啓発の取組の結果の大きな割合を占めるものであるため。	消費生活フェア参加者数	継続的に、フェアの開催や周知啓発を行うことにより、子どもから大人まで幅広い世代が消費生活について学び、様々な消費問題について自らが的確な判断と行動ができるようになっている。	年々子供については人口の減少がみられるが、高齢者については、人口が増加している。消費者問題の意識が高くない子どもや高齢者については、特に、その人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、70歳以上人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7パーセント相当分の参加者の増加を目指す。	341×1.027の6乗=400
	消費生活に関する講座の参加者数(人/年)	306	↗	359	自らを消費者被害から守り、*消費者市民として活躍する人材を育成するための消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。 出所: 事務報告書	啓発において、年々複雑化、巧妙化するいろいろな消費問題の知識を継続的に得てもらうことは重要であり、講座の参加者数は、その取り組みの結果を表す数値であるため。	消費生活に関する講座の年間延べ参加者数。	継続的に講座を開催するなどにより、自らを消費者被害から守り、市民の多くが*消費者市民として活躍している。	消費者被害に遭遇しやすい70歳以上の高齢者の人口増加率相当分の参加者を増やすことが必要であるため、当該人口増加率(総務省統計局資料)の年2.7パーセント相当分の参加者の増加を目指す。	306×1.027の6乗=359

8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により、犯罪が起きにくい環境を整えます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数 (件/年)	411	↘	200	路上強盗等の街頭犯罪と空き巣等の侵入犯罪で芦屋警察署が認知した件数。 出所: 芦屋警察署資料	各種防犯活動の連携強化と啓発を図ることにより、街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数が減少すると考えられるため。	街頭犯罪(路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い等の街頭での窃盗、器物損壊等)と侵入犯罪(空き巣、事務所・出店荒し、金庫破り、忍び込み)の認知件数。 平成26年度 411件	*まちづくり防犯グループ等の活性化を図り、見守り・見回り活動が充実するように支援することにより、犯罪件数を極力減らす。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の減少を目指し、過去5年間で半減させてこれたため、これを持続させる。	平成21年度870件① 平成26年度411件② ②/①=47.24% 411件×47.24%≒200件
	市が管理する街灯のLED化率(%)	7.7	↗	41.8	市道に設置された街灯数のうちLED化された街灯の割合。 出所: 道路課内部資料	街灯をLED化することにより照度の向上や球切れによる消灯を防ぐこと等が可能であり、LED化率は、市内全体の進捗を表せる数値であるため。	LED化された街灯数/設置済み街灯数。 数値は各年度末 平成26年度 LED化された街灯数590 設置済み街灯数7,702 590/7,702=7.7%	街灯のLED化を市内全体に推進する	街灯の増設時や100w及び200w水銀灯をLEDに改修。また、蛍光灯の球切れ時にLEDに改修することにより、LED化された街灯数を実施計画通り(増設300、改修2,453)に増やす。	LED化された街灯数 現状590+増設300+LEDに改修2453=計 3343 設置済み街灯 現状7,702+増設300= 8,002 3,343/8,002≒41.8%

9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。	自主防災会等による訓練参加者(人/年)	1,116	↗	3,000	自主防災会等が主催した防災訓練での年間延べ参加者数を算出。 出所:防災安全課内部資料	自主防災会等の活動は、地域住民主体の防災活動の核となるものであり、その活動への参加者の増加は、地域活動の活性化と比例すると考えられるため。	年間の自主防災会等が主催した防災訓練の延べ参加者数。 (現状) 平成24年度 2,718人 平成25年度 1,404人 平成26年度 1,116人	自主防災組織等地域活動の活性化を図り、その結果として多くの住民が訓練に参加することを旨とする。	平成24年度から26年度の訓練参加者数を考慮し、一番参加者数が多かった平成24年度の訓練参加者数より増加させ3,000人の参加を目指す。	
	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	0	↗	100	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合。 出所:声屋市地域防災計画	土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域では、早急に防災活動が行える基盤作りが必要であり、その地区における策定件数が市内でも優先する課題であるため。	地区防災計画の策定済の地区数)÷土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域内にある地区数	市内すべての地区において地区防災計画を策定することを目指す。	津波災害及び土砂災害の危険がある地区をまず優先し、それらの地区のすべてにおいて地区防災計画が策定されていることを目指し、土砂災害警戒区域内に地区が9地区、津波浸水想定区域内にある地区が11地区であり、計20地区のすべての地区で地区防災計画を策定する。	20÷20=100%
	*個別避難支援計画策定数(件)	1,380	↗	3,300	*緊急・災害時要援護者登録申請申請者数のうち*個別避難支援計画が策定された件数。 (*緊急・災害時要援護者登録申請書について 高齢者の場合:各地区*民生委員が支援が必要な方の自宅を訪問し状況の把握により申請の勧奨を行っている。障がいのある人の場合:障害福祉課から障がい者手帳所持者のかた等に申請書を発送し登録申請の手続きを行っている。)	重点取組である*個別避難支援計画の策定の結果を表す数値であるため。	年度末における*個別避難支援計画の策定件数の累計。	*個別避難支援計画を活用し、災害時に支援が必要な高齢者・障がいのある人等が地域に見守られながら避難できる状況を目指す。	地域福祉計画・障害者(児)福祉計画・すこやか長寿プラン21を根拠としているが数値目標の設定はしていないため、 ①現状の*緊急・災害時要援護者台帳の申請者のうち ②「避難支援に他者の援助がある」方の「*個別避難支援計画」の「地域支援者(=本人の避難支援をおこなうかた)」の記載が完了している*個別避難支援計画の策定数 ③平成32年の高齢者の登録者の推計値 ④平成32年の障がいのある人の登録者の推計値 ⑤ ③の7割 ⑥ ④の8割 ⑦ ⑤と⑥の合計数として算出	①高齢者:2,444件 障がいのある人:408件 ②高齢者:1,082件 障がいのある人:298件 ③ 4,329件 ④ 479件 ⑤ 4,329×70%≒3,000 ⑥ 479×80%≒380 ⑦ ⑤+⑥≒3,300
	避難訓練に参加した要援護者数(人/年)	—	↗	660	自主防災会等が主催した防災訓練に参加した*災害時要援護者数。 出所:防災安全課内部資料	要援護者個別避難計画に基づく地域住民主体となった訓練実施等の行政支援の効果として、実際に、要援護者を含めた地域主体の訓練がどの程度行われているかに表れると考えられるため。	自主防災会等が主催した防災訓練に参加した*災害時要援護者数。	すべての*災害時要援護者に訓練に参加してもらえるように自主防災組織を支援する。	5年後は緊急・*災害時要援護者登録申請申請者数のうち*個別避難支援計画を策定した*災害時要援護者数を3,300人と設定しているため、5年に1度は避難訓練に参加してもらうことを旨とする。	3300/5年=660人/年

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	119番通報受信から出場までの時間(平均時間)	2分32秒	↘	2分29秒	119番通報受信時間～緊急車両出動時間。 通信指令装置において、すべての受信に対して把握している。	出動までの時間の短縮は、受信体制のさらなる充実に取り組むことの効果として目指すべきものであるため。	119番通報受信時間～緊急車両出動時間の年平均。 (平成26年度2分32秒)	聞き取り項目など、最低限要する時間はあるものの、出動まで、また、現場まで1秒でも早く到着し、活動できること。	統合型発信地表示システム導入後、この4年間の推移の中で、10秒の短縮してきたが、今後の5年間で、さらに3秒の短縮を目指す。	2分32秒～3秒
	緊急性のない119番受信件数(件/年)	3,079	↘	2,500	119番受信のうち、いたずら・間違い・問い合わせ等、緊急性のないものの件数。通信指令装置において、すべての受信に対して把握している。	市民が119番通報を正しく理解してもらうことが、緊急性のない119番をしないことにつながるものであると考えられるため。	119番受信件数から出動指令件数を差し引いた数。	真に救急、消防が必要な人に1秒でも早く対応できる状況。	119番は緊急通報であることを正しく理解していただき、この5年間の推移の中では、緊急性のない通報が約200件増加している状況の中、今後、年あたり100件程度の減少を目指す。	3,079件－100件×5年 ≒2,500
	*はしご車架梯・接近状況可否(接着可能棟の割合)(%)	55.0	↗	57.0	市内5階以上建築物(平成26年、本市が現在保有するはしご車で接着できる(接着できないケースとは、架線や樹木で、はしご車に乗り移っての人命救助ができない状況)棟数の割合。 現場確認により棟数を把握している。	取組の目的である、「はしご車が接着できる対象物を増やす」の結果を直接表す数値であるため。	接着可能棟数(毎年4月1日時点)÷5階建以上の建物総棟数(毎年4月1日時点)。 平成26年度 318棟÷576棟≒0.55	障害物を避けて建物に接近可能な先端屈折式はしご車の更新導入も検討し、接着可能棟数を増加させるとともに、接着不可能な建物については、代替措置で設置している活動ハッチを使用して消防活動を実施する。居住者に対しては、適切な避難方法についての指導を行い、災害時の死傷者の発生をひとりでも少なくする。	すべての住宅を対象とすることは、車両性能、道路幅員等の問題もあり不可能であるが、可能な限り増加させる。新築対象物については、建築時の業者への指導や、車両更新等により、対象となる棟数増を目指す。	過去の実績から5年で増加するであろう5階以上中高層建築物を20棟と想定し、それらについては事前の指導などを通じて接着可能なものとして想定。また、車両更新により、新たに接着可能となる棟数を3棟と想定 (318+20+3)÷(576+20) ≒0.57
	消防団員数(人)	98	↗	110	毎年、4月1日の消防団員数 出所:事務報告書	入団促進は、消防団の強化・現場活動の向上のため、団員数の増加を目指すものであり、その結果を表す数値であるため。	毎年、4月1日の消防団員数	条例定数については、当初は123名でしたが、平成3年、8年と条例定員数を改正し、現在の134名に至りました。今後は減少傾向に歯止めをかけ、将来的には定数を満たすこと。	全国的に消防団員減少傾向への歯止めが掛からない状況下で、本市においても同様。入団促進を図っているが、退団者も多く、当面は、現状の10%の増員を目指す。	98人+2人×6年=110人
9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。	民間事業者との*災害時における応援協定締結数(件)	20	↗	38	民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 出所:芦屋市地域防災計画の資料編	民間事業者との*災害時応援協定締結数を増やすことにより、専門的なノウハウ、物資・資機材の提供等の支援が円滑に行うことができ、大規模災害に対応できる体制を充実できると考えられるため。	年度末時点の、民間事業者との*災害時における応援協定締結数。 (現状) 20協定	応援協定の内容を精査し、防災体制を充実させることができるすべての団体と応援協定を締結する。	指定管理者17者のうち、避難者や被災者対応の観点から13者と協定を締結し、それ以外の民間団体とは、これまでの成果が、平均年1団体であり、それを維持する。	指定管理者13団体 民間団体 1団体/年 ×5年=5団体増 20+13+5=38団体
	防災リーダー養成講座受講者数(人/年)	4	→	4	防災リーダー養成講座年間受講者数 出所:防災安全課内部資料	災害発災時に被災者支援を円滑に行うために防災リーダーが不可欠で、防災リーダーになるためには養成講座の受講が必要であり、養成講座年間受講者数は取り組みの充実度を示す数値であるから。	防災リーダー養成講座年間受講者数(現状) 平成24年度 0人 平成25年度 3人 平成26年度 4人	多くの防災リーダーを養成することで、災害発災時の被災者支援が円滑に行えるようになる。	受講者の時間的負担も大きいため、人数を増員することは難しいため、平成26年度の受講者数4人を維持する。	防災リーダー養成講座年間受講者数
	マンホールトイレ及び井戸を設置した学校の割合(%)	0.0	↗	54.5	市立小中学校のうち、マンホールトイレ及び手動の井戸を設置した市立小中学校数の割合。 出所:防災安全課内部資料	マンホールトイレ及び手動の井戸は、応急的に使える排水設備と断水時における生活用水対策設備の具体的設備であり、その設置数は取組の結果を示すものであるため。	マンホールトイレ及び井戸を設置した学校数/市立小中学校数	すべての小中学校に設置する。	公共建築物の保全計画により平成32年度までに改修計画がある小中学校の全校での設置。 平成28-29年浜風小、岩園小 平成29-30年山手中 平成31-32年精道中 平成31年朝日ヶ丘小、山手小の計6校に設置。	市立小中学校数11校 6/11≒54.5%

	*災害時協力井戸の登録件数(件)	0	↗	6	災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。 出所: 芦屋市地域防災計画の資料編	市からの協力要請に応じて、登録してもらっている件数を示す数値であるため。	災害時に協力井戸として登録してもらっている件数。	極力、協力してもらえる井戸数を増やすことで、災害時の生活用水を確保する。	いずれの自治体も井戸自体の総数を把握できないため、割合は算出できない。ただし、かなり低い割合であろうことは予想されるので、把握できている民間井戸29件の20.0%は登録していただくことを目指す。	29件 × 20.0% ≒ 6件
	防災士資格を取得した職員割合(%)	10.0	↗	25.0	一般事務職及び技術職のうち防災士資格を取得している職員の割合。 出所: 防災安全課内部資料	防災士資格を取得した職員数を増やすことにより、より多くの職員が災害対応の知見・経験・教訓を共有することができ、市役所の防災体制が充実するため。	年度当初における防災士資格を取得している職員数 / 一般事務所及び技術職数(人数には再任用職員含む) 平成26年度 防災士資格を取得している職員数59人一般事務所及び技術職数 321+295=616人 59/616 ≒ 10.0%	多くの職員に防災士資格を取得させることにより、市役所の防災体制を充実させる。	防災士資格の取得にあたっては、日常業務との関係から職員の負担も多いことを考慮すると、早急に多くの職員に取得させることは難しいので、5年後は資格を取得している職員割合を25.0%を目指す。	防災士資格を取得した職員割合(%) 25.0%

9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。	住宅の耐震化率(%)	93.3 (H25)	↗	96.0	市内住宅総数に占める耐震性がある住宅数の割合(%)。 出所: 芦屋市耐震改修促進計画	耐震化促進を周知することで、市民の意識や理解が高まり、改修実施につながると考えられるため。	耐震性がある住宅数(戸)÷住宅総数(戸) 平成25年度 (41,034-2,758)戸÷41,034戸 =93.3%	住宅の耐震化が進み、安全で安心な暮らしができるように、災害に強いまちになっている。	平成37年度までの目標耐震化率を98%としており、過去の改修実績の傾向に基づき改修が進むものとする。	平成32年度 (41,492-1,405)戸÷ 41,492戸=96.0%
9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	公共建築物の耐震化率(50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。)(%)	90.0	↗	100	市全体公共建築物のうち耐震化が完了した建築物の割合。 出所: 課内管理台帳	公共建築物の耐震改修の結果を直接表す数値であるため。	耐震性のある市有建築物数÷市有建築物 平成26年度 216÷240=90.0%	公共建築物について、安全で安心して利用できるよう、耐震性を確保する。	平成32年度までに「芦屋市耐震改修促進計画」に基づき、全ての市有建築物の耐震化を実施する。	耐震化完了のため 100%
9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	下水道管耐震化率(%) (耐震化延長/管路総延長)	21.8	↗	23.2	下水道管総延長に占める、更新した汚水管延長の割合。 (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。) 管路施設の耐震化率は平成22年度末、全国で14.0%(国土交通省)	下水道施設の耐震化状況を表す数値であるため。	更新した汚水管延長/管路総延長×100(%) (耐震化延長は老朽管の更新と合わせて行う芦屋市公共下水道長寿命化計画(平成24年度策定)による更新延長をもとに算出する。) 平成26年度 更新した汚水管延長55.4km ÷管路総延長254.2km= 21.8%	水循環基本法から良好な水処理と環境保全を維持するため一定の老朽管の更新を図る。	受益者負担の中で運営している現状の財政面から、国土交通省の長寿命化計画(平成25年～平成29年)に基づき毎年0.6kmの更新により耐震化率の向上を図る。	(更新した汚水管延長 55.4km+0.6km×6年) ÷管路総延長254.2km =23.2%
	水道管耐震化率(%) (耐震化延長/管路総延長)	37.2	↗	45.7	管路総延長に占める耐震管路延長で、日本水道協会ガイドライン業務指標(PD)によるもの。(全国平均 平成25年9.5%)	芦屋市水道ビジョンにおける施設整備計画の管路耐震化の状況は、日本水道協会の業務指標により進行管理しているため。	耐震管路延長/管路総延長×100(%) 平成26年度 92,500m÷248,000m= 37.2%	健全な経営を維持するため耐震化を図り、良好な維持管理に努める。	年間約3.5kmの耐震管による更新により耐震化率の向上を図る。	(耐震化延長(H26年度 値+3.5km/年×6年)÷ 管路総延長 平成32年度 (92,500+3,500×6)÷ 248,000=45.7(%)

14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。	人事評価対象者割合(%)	34.1	↗	100	特別職を除く本市職員のうち、人事評価制度の実施に当たり年度当初に行う目標設定面談の対象者の割合。	評価者、被評価者の増加が人事評価制度の定着につながっていると考えられるため。	被評価者数/職員数(特別職を除く本市職員)	全職員が毎年度部門方針に基づき目標を設定し、目標面談を行い業務に取り組むことで職員自身の成長とともに質の高い行政サービスの提供を目指す。	平成27年から一般職員以上に本格導入し、平成28年以降、全職員を評価対象とすることをめざすべき値として設定。	職員数=被評価者数
	研修会や職場研修の参加人数(人/年)	3,410	↗	4,000	人材育成基本方針に基づき策定する3年間の人材育成実施計画により、毎年度作成する職員研修計画の各研修プログラムへの参加人数。	研修会の参加や職場研修の実施の結果が、人材育成に取り組んでいる職員の数値が増加しているものと考えられるため。	人事課主催研修と各職場で実施する研修の参加者合計。	全職員が人材育成基本方針に駆動している「自ら考え行動する職員」を目指し自己研鑽している。	職員一人当たり、年3、4回から年4回の研修参加を目指すべき値として設定。	職員数(見込み)×4回
	苦情で提起された内容を行政サービスに反映した件数(件/年)	3	↗	6	お困りです課に寄せられた苦情を関係課に連絡調整し、関係課から業務改善の報告があった件数。 出所:課内資料による。	市民の声をサービス向上に生かした実例の数を表す数値であるため。	関係課からお困りです課へ具体的に業務改善を報告したもので、特定の事案(市民+人に関する)改善は含めない。	市民からの内容と担当課の改善策を市全体で情報共有し、同様の苦情を繰り返し起こさないことでサービス向上を図るように職員一丸となって取り組み、苦情発生を極力減少させる。	5年を通して業務改善していき、サービス向上を図るため、苦情は減少させる努力をすすめるが、市民ニーズの多様化や市民意識の高まりなどを受け、5年間においては、微増を見込み年間改善件数は倍の6件を目指すべき値として設定している。	

14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の危機管理能力を向上します。	危機対応に関する職員への意識調査における理解度(%)	-	↗	100	危機関係書類の理解度や、法令遵守・コンプライアンス、事務処理ミスなどの項目及びその対応について設問形式による職員への意識調査における理解度。(平成27年度から実施)	危機管理能力を向上の取組により、危機対応に関する職員の意識が高まると考えられるため。	危機関係書類の理解度や、法令遵守・コンプライアンス、事務処理ミスなどの項目及びその対応について設問形式による職員への調査における各設問に対する理解度。	全ての職員が危機発生時に自らの役割を認識し、行動できる職員像を目指す。	調査結果を分析し、組織としての弱みを研修等の重点項目としながら、職員が理解し、組織全体の危機対応力の向上を目指す。	
	法令遵守研修の参加人数(人/年)	143	↗	200	毎年度作成する職員研修計画の研修プログラムのうち、法令遵守に関する研修への参加人数。	法令遵守に関する研修の取組が各職場で実践されることにより、法令遵守意識の把握に繋がるため。	人事課主催研修のうち法令遵守研修の参加人数。	法令遵守に関する研修の取組が各職場においても実践され、法令遵守意識を持つ職員が増加している状況を目指す。	各職場から2人以上の参加を目標としているため。	課設置数(見込み)×2人
	情報セキュリティ自己点検における達成率(%)	87.0	↗	100	毎年、庁内で、職員等の情報セキュリティに関する意識の向上や知識の習得等を確認する目的で「情報セキュリティ自己点検」を実施しており、その自己点検(一般職員用)において、設問のうち「実施した」と回答した割合。	情報セキュリティの職員意識を向上させる取組の結果、職員の日常の意識の高まりと取組結果が表れる数値であるため。	「実施した」回答数※1 ÷全回答数※2 ※1「一部実施した」と回答したものは0.5を乗じる ※2「該当事象なし」と回答したものは除く 【平成26年度算定例】 実施人数 736人 設問数 36問 回答合計(該当事象なしを除く) 13,057問・・・A 「実施した」の回答数 10,847問・・・B 「一部実施した」の回答数 1,024問・・・C (B+C×0.5)÷A=87.0%	情報セキュリティに関する事故等が発生せず、市民の情報を守られている。	情報セキュリティに関する職員の理解を深めることが重要であり、達成率100%を目指す。	

15-1 様々な資源を有効に活用している

後期5年の重点施策の名称	指標(単位)	現状値	指標の方向性	めざす値	関連情報					
		H26		H32	指標の定義・出所	指標とする理由	指標の算出式	行政が理想としてめざす姿、取り組むべき範囲	5年後にめざす値の水準	めざす値の算出式
15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋を目指します。	「市内に住み続けたい」と回答した人の割合(%)	84.6	↗	90.0	総合計画策定にあたり、5年ごとに実施している市民意識調査の「定住意向」について、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合。 出所：芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査結果報告書(平成27年3月)	重点施策である「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を市民からの調査により集計した数値であるため。	平成27年3月に実施した、第4次芦屋市総合計画後期基本計画策定に当たって実施した市民意識調査において、定住意向の問いに対し、「住み続けたい」または「市内への移転」と回答した割合。	芦屋市の個性を生かし、芦屋を住みたいまちと感じ、住んだ後も住み続けたいと感じてもらえるまちづくり。	平成20年度に実施した調査による結果が88.7%であったが、減少傾向にある中、高水準であった88.7%以上の90.0%目標として掲げる。	
15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。	指定管理運営施設の利用満足度(%)	—	↗	80.0	指定管理者により運営している施設で実施する利用者に対するアンケートにおいて、その施設の管理運営に対して満足していると回答された割合。	指定管理者による管理運営は、サービス向上を目的とした民間活力の導入の代表的なものであるため。	対象施設の利用者アンケートにおいて「満足」として回答した割合の平均値。 平成27年度から実施。	民間の力を活用して、より市民サービスが向上でき、より効率的な施設運営ができており、利用者誰もが満足できる状況。満足度が100%に近づくこと。	他市の公共施設の同種の調査結果等(7から8割程度)を参考に8割の肯定的意見を目指す。	
15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。	活用可能な市有地の活用率(%)	87.7	↗	100	活用可能な市有地(市の保有する土地で、行政目的で使用していない土地のうち、形状等により活用不可能な土地を除いたもの)に対し、実際に活用した市有地の割合。	未利用地を活用している程度を表せる数値であるため。	市有地活用面積÷活用可能な市有地面積(市有地のうち行政目的で使用していない土地—形状等により活用不可能な土地)各面積は年度末におけるもの 平成26年度 18,155.33÷(20,810.14—114.73)=87.7%	市が保有する資産を活用し、貸付収入を得るなど、財政にも寄与している。	未利用地すべてを有効に活用している。	活用面積/保有面積×100%